

土木工事施工管理基準 及び規格値

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、道路・河川工事仕様書第1編 1-1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

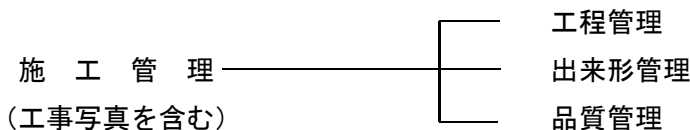
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、北海道開発局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（「付表 6. 施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する）

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、現場条件等を考慮して必要な試験項目については、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規程の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、

「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう 3 次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を 3 次元空間上に再現するために必要なデータである。

(4) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

【第1編共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第2章 土工					
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2掘削工	面管理の場合		46	267
		面管理の場合（水中部）		47	
	1-2-3-3盛土工	面管理の場合		48	
		1-2-3-4盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		
	多数アンカー式補強土工法				
	ジオテキスタイルを用いた補強土工法				
	1-2-3-5法面整形工	盛土部			
1-2-3-6堤防天端工					
第4節 道路土工	1-2-4-2掘削工	面管理の場合		50	269
		1-2-4-3路体盛土工		51	
	1-2-4-3路体盛土工	面管理の場合			
	1-2-4-4路床盛土工				
	1-2-4-4路床盛土工	面管理の場合			
	1-2-4-5法面整形工	盛土部		52	
	1-2-4-7凍上抑制層				
第3章 無筋、鉄筋コンクリート					
第7節 鉄筋工	1-3-7-4組立て			52	269～270

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第2章 一般施工					
第3節 共通の工種	3-2-3-4矢板工	鋼矢板		53	271
		軽量鋼矢板			
		コンクリート矢板			
		広幅鋼矢板			
		可とう鋼矢板			
	3-2-3-5縁石工	縁石・アスカーブ			
	3-2-3-6小型標識工				
	3-2-3-7防止柵工	立入防止柵		54	
		転落（横断）防止柵			
		車止めポスト			
3-2-3-8路側防護柵工	ガードレール				
	ガードケーブル				

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第3節 共通の工種	3-2-3-9区画線工			55	271	
	3-2-3-10道路付属物工	視線誘導標			272	
		距離標				
	3-2-3-11コンクリート面塗装工					
	3-2-3-12プレキャスト桁製作工 (購入工)	けた橋			56	
		スラブ桁				
	3-2-3-13ホーステンション桁製作工	購入工			57	
	3-2-3-14プレキャストゲート主桁組立工					
	3-2-3-15PC箱桁製作工					
	3-2-3-16PC箱桁製作工	箱桁			58	273
		押し出し箱桁				
	3-2-3-17根固ブロック工					
	3-2-3-18沈床工				59	
	3-2-3-19捨石工					
	3-2-3-22階段工					
	3-2-3-24伸縮装置工	ゴムジョイント			60	274
		鋼製フィンガージョイント				
		埋設型ジョイント				
	3-2-3-26多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み			61	274
		かごマット				
	3-2-3-27羽口工	じゃかご				
		ふとんかご				
	3-2-3-28プレキャストカナル工	プレキャストボックス工			62	
		プレキャストパイプ工				
	3-2-3-29側溝工	プレキャストU型側溝				
		L型側溝工				
		自由勾配側溝				
		管渠				
		場所打水路工				
		暗渠工				
	3-2-3-30集水樹工				63	275
3-2-3-31現場塗装工						

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第4節 基礎工	3-2-4-1一般事項	切込砂利		64	275
		碎石基礎工			
		割ぐり石基礎工			
		均しコンクリート			
	3-2-4-3基礎工（護岸）	現場打			
		プレキャスト			
	3-2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭			
		鋼管杭			
		H鋼杭			
		鋼管ソイルセメント杭			
	3-2-4-5場所打杭工				276
3-2-4-6深礎工					
3-2-4-7オープンケーソン基礎工			66		
3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工					
3-2-4-9鋼管矢板基礎工					
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		67	277
		コンクリートブロック張り			
		連節ブロック張り			
		天端保護ブロック			
	3-2-5-4緑化ブロック工			68	
3-2-5-5石積（張）工					
第6節 一般舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		69	278
		下層路盤工（面管理の場合）			
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		70	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）			
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		71	279
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）			
		加熱アスファルト安定処理工		72	
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）			
		基層工		73	
		基層工（面管理の場合）			
		表層工		74	280
		表層工（面管理の場合）			

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-			
				出来形	写真		
第6節 一般舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		75	280		
		下層路盤工（面管理の場合）					
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		76	281		
		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）					
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）					
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		77			
		加熱アスファルト安定処理工					
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		78			
		基層工					
		基層工（面管理の場合）		79			
		表層工					
		表層工（面管理の場合）		80			
	3-2-6-9排水性舗装工	下層路盤工				282	
		下層路盤工（面管理の場合）		81			
		上層路盤工（粒度調整路盤工）			82	283	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）					
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）					
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		83			
		加熱アスファルト安定処理工					
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		84			
		基層工					
		基層工（面管理の場合）		85			
		表層工					
		表層工（面管理の場合）		86			
	3-2-6-10透水性舗装工	路盤工			87	284	
		路盤工（面管理の場合）					
		表層工			88		
		表層工（面管理の場合）					
	3-2-6-11グ-スアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工			89	285	
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）					
		基層工			90		
		基層工（面管理の場合）					
		表層工			91		
		表層工（面管理の場合）					
		3-2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工			92	286
			下層路盤工（面管理の場合）				
粒度調整路盤工					93		
粒度調整路盤工（面管理の場合）							
セメント（石灰・瀝青）安定処理工					94		
セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）							
アスファルト中間層				95	287		
アスファルト中間層（面管理の場合）							
コンクリート舗装版工				96			
コンクリート舗装版工（面管理の場合）							
転圧コンクリート版工（下層路盤工）			97	288			

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第6節 一般舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工） （面管理の場合）		97	288	
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		98		
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工） （面管理の場合）		99	289	
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）				
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）		100		
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）				
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層） （面管理の場合）		101		
		転圧コンクリート版工				
		転圧コンクリート版工（面管理の場合）				
		3-2-6-13薄層カラ-舗装工	下層路盤工		102	290
	上層路盤工（粒度調整路盤工）			103	291	
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）					
	加熱アスファルト安定処理工			104		
	基層工					
	3-2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		104	292	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		105		
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			106	
		加熱アスファルト安定処理工				
		基層工				
	3-2-6-15路面切削工	面管理の場合		106		
3-2-6-16舗装打換え工						
3-2-6-17オーバーレイ工	面管理の場合		107			
第7節 地盤改良工	3-2-7-2路床安定処理工			108	293	
	3-2-7-3置換工					
	3-2-7-4表層安定処理工	サンドマット	第3編3-2-7-6サンドマット工		109	
		サンドマット海上				
		ICT施工の場合				
	3-2-7-5パイルネット工			110	293	
	3-2-7-6サンドマット工					
	3-2-7-7パーチカルドレン工	サンドドレン工		111		
		ペーパードレン工				
		袋詰式サンドドレン工				

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第7節 地盤改良工	3-2-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		111	293
		粉体噴射攪拌工			
	3-2-7-9固結工	高圧噴射攪拌工			
		スラリー攪拌工			
		生石灰パイル工			
		スラリー攪拌工	「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合	112	
中層混合処理					
第10節 仮設工	3-2-10-5土留・仮締切工	H鋼杭		113	294
		鋼矢板			
		アンカー工			
		連節ブロック張り工			
		締切盛土		114	
		中詰盛土			
	3-2-10-9地中連続壁工（壁式）				
3-2-10-10地中連続壁工（柱列式）			115		
3-2-10-22法面吹付工					
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1一般事項	casting fee (metal support work)		116~117	295
		casting fee (large rubber support work)		117	296
		仮設材製作工		118	
		刃口金物製作工			
	3-2-12-3桁製作工			119~123	
	3-2-12-4検査路製作工			123	
	3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工			124	
	3-2-12-6落橋防止装置製作工				297
	3-2-12-7橋梁用防護柵製作工				
	3-2-12-8アンカーフレーム製作工				
	3-2-12-9プレビーム用桁製作工				
	3-2-12-10鋼製排水管製作工			125	
3-2-12-11工場塗装工			126		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第13節 橋梁架設工（鋼橋）	3-2-13-3架設工（クレーン架設）			127	297
	3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）				
	3-2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）				
	3-2-13-6架設工（架設桁架設）				
	3-2-13-7架設工（送出し架設）				
	3-2-13-8架設工（トラペザクレーン架設）				
		クレーン架設		128	
		架設桁架設			
		架設工支保工（固定）			
		架設工支保工（移動）			
		架設桁架設（片持架設）			
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2植生工	種子散布工		129	298
		張芝工			
		筋芝工			
		市松芝工			
		植生シート工			
		植生マット工			
		植生筋工			
		人工張芝工			
		植生穴工			
		植生基材吹付工			
	3-2-14-3吹付工	コンクリート		130～131	
		モルタル			
	3-2-14-4法砕工	現場打法砕工		132	
		現場吹付法砕工			
		プレキャスト法砕工			
	3-2-14-6アンカー工				
	第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1一般事項	場所打擁壁工		133
3-2-15-2プレキャスト擁壁工					
3-2-15-3補強土壁工		補強土（テルアルメ）壁工法		134	
		多数アンカー式補強土工法			
	ジオテキスタイルを用いた補強土工法				

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-4井桁ブロック工			134	299
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		135	
		グラブ浚渫船			
		バックホウ浚渫船			
		グラブ浚渫船（面管理の場合）		136	
		バックホウ浚渫船（面管理の場合）			
第18節 床版工	3-2-18-2床版工	床版工			

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第1章 築堤・護岸						
第3節 計量盛土工	6-1-3-1軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工			
第4節 地盤改良工	6-1-4-2表層安定処理工		第3編3-2-7-4表層安定処理工			
	3-1-4-3パイルネット工		第3編3-2-7-5パイルネット工			
	3-1-4-4バチカルドレン工		第3編3-2-7-7バチカルドレン工			
	3-1-4-5締固め改良工		第3編3-2-7-8締固め改良工			
	3-1-4-6固結工		第3編3-2-7-9固結工			
第5節 護岸基礎工	3-1-5-3基礎工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）			
	3-1-5-4矢板工		第3編3-2-3-4矢板工			
第6節 矢板護岸工	3-1-6-3笠コンクリート工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）			
	3-1-6-4矢板工		第3編3-2-3-4矢板工			
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工			
	6-1-7-4護岸付属物工			137	300	
	6-1-7-5緑化ブロック工		第3編3-2-5-4緑化ブロック工			
	6-1-7-6環境護岸ブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工			
	6-1-7-7石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工			
	6-1-7-8法枠工		第3編3-2-14-4法枠工			
	6-1-7-9多自然型護岸工	巨石張り		第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
		巨石積み		第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
		かごマット		第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
	6-1-7-11吹付工		第3編3-2-14-3吹付工			
	6-1-7-11植生工		第3編3-2-14-2植生工			

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第7節 法覆護岸工	6-1-7-12覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工		
			第3編3-2-3-27羽口工		
	6-1-7-13羽口工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
	かご枠	第3編3-2-3-2羽口工			
		連節ブロック張り	第3編3-5-3-2連節ブロック張り		
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	6-1-8-4プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工		
第9節 根固め工	6-1-9-3根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック		
	6-1-9-5沈床工		第3編3-2-3-18沈床工		
	6-1-9-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	6-1-9-9かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
ふとんかご		第3編3-2-3-27羽口工			
第10節 水制工	6-1-10-3沈床工		第3編3-2-3-18沈床工		
	6-1-10-4捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	6-1-10-5かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
6-1-10-8杭出し水制工			137	300	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	6-1-11-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工		
	6-1-11-6コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工		
	6-1-11-7薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	6-1-11-8ブロック舗装工		第3編3-2-6-14ブロック舗装工		
	6-1-11-9側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	6-1-11-10集水樹工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	6-1-11-11縁石工		第3編3-2-3-5縁石工		
	6-1-11-12区画線工		第3編3-2-3-9区画線工		
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-4標識工		第3編3-2-3-6小型標識工			
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3配管工			138	300	
	6-1-13-4ハンドホル工					
第2章 浚渫（川）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-2-2浚渫船運転工（民船・官船）		第3編3-2-16-3浚渫船運転工			
第3節 浚渫工（グラブ船）	6-2-3-2浚渫船運転工		第3編3-2-16-3浚渫船運転工			
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-4-2浚渫船運転工		第3編3-2-16-3浚渫船運転工			
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工			
第4節 地盤改良工	6-3-4-2固結工		第3編3-2-7-9固結工			
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工			
	6-3-5-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工			
	6-3-5-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工			
	6-3-5-6函渠工	本体工			138	300
		ヒューム管				
		PC管			139	
		コルゲートパイプ				
		ダクタイル鋳鉄管				
	PC函渠		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工			
	6-3-5-7翼壁工				139	300
6-3-5-8水叩工						
第6節 護床工	6-3-6-3根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック			
	6-3-6-5沈床工		第3編3-2-3-18沈床工			
	6-3-6-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工			
	6-3-6-7かご工	じゃかご		第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご		第3編3-2-3-27羽口工		
第7節 水路工	6-3-7-3側溝工		第3編3-3-2-29側溝工			
	6-3-7-4集水樹工		第3編3-2-3-30集水樹工			

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第7節 水路工	6-3-7-5暗渠工		第3編3-2-3-29暗渠工		
	6-3-7-6樋門接続暗渠工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		
第8節 付属物設置工	6-3-8-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	6-3-8-7階段工		第3編3-2-3-22階段工		
第4章 水門					
第3節 工場製作工	6-4-3-3桁製作工		第3編3-2-12-3桁製作工		
	6-4-3-4鋼製伸縮継手製作工		第3編3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工		
	6-4-3-5落橋防止装置製作工		第3編3-2-12-6落橋防止装置製作工		
	6-4-3-6鋼製排水管製作工		第3編3-2-12-10鋼製排水管製作工		
	6-4-3-7橋梁用防護柵製作工		第3編3-2-12-7橋梁用防護柵製作工		
	6-4-3-9仮設材製作工		第3編3-3-12-1仮設材製作工		
	6-4-3-10工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工		
第6節 水門本体工	6-4-6-4既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	6-4-6-5場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	6-4-6-6矢板工（遮水矢板）		第3編3-2-3-4矢板工（遮水矢板）		
	6-4-6-7床版工			139	301
	6-4-6-8堰柱工				
	6-4-6-9門柱工				
	6-4-6-10ゲート操作台工				
	6-4-6-11胸壁工				
	6-4-6-12翼壁工		第6編6-3-3-7翼壁工		
	6-4-6-13水叩工		第6編6-3-3-8水叩工		
第7節 護床工	6-4-7-3根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック		
	6-4-7-5沈床工		第3編3-2-3-18沈床工		
	6-4-7-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	6-4-7-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
ふとんかご		第3編3-2-3-27羽口工			
第8節 付属物設置工	6-4-8-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	6-4-8-8階段工		第3編3-2-3-22階段工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4架設工(クレーン架設)		第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)		
	6-4-9-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編3-2-13-4架設工(ケーブルクレーン架設)		
	6-4-9-6架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編3-2-13-5架設工(ケーブルエレクション架設)		
	6-4-9-7架設工(架設桁架設)		第3編3-2-13-6架設工(架設桁架設)		
	6-4-9-8架設工(送出し架設)		第3編3-2-13-7架設工(送出し架設)		
	6-4-9-9架設工(トラベラクレーン架設)		第3編3-2-13-8架設工(トラベラクレーン架設)		
	6-4-9-10支承工		第10編10-4-5-10支承工		301
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
第11節 床版工	6-4-11-2床版工		第3編3-2-18-2床版工		
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	6-4-12-4地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		301
	6-4-12-5橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	6-4-12-6橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	6-4-12-7検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2プレテンション桁製作工(購入工)		第3編3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)		
	6-4-14-3ポストテンション桁製作工		第3編3-2-3-13ポストテンション桁製作工		
	6-4-14-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント製作工(購入工)		
	6-4-14-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工		
	6-4-14-6支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	6-4-14-7架設工(クレーン架設)		第3編3-2-13-9架設工(クレーン架設)		
	6-4-14-8架設工(架設桁架設)		第3編3-2-13-10架設工(架設桁架設)		
	6-4-14-9床版・横組工		第3編3-2-18-2床版工		
	6-4-14-10落橋防止装置工		第10編10-4-8-1落橋防止装置工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-2支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	6-4-15-4落橋防止装置工		第3編3-2-12-6落橋防止装置工		
	6-4-15-5PCホロースラブ製作工		第3編3-2-3-15PCホロースラブ製作工		
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	6-4-16-4地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	6-4-16-5橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	6-4-16-6橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	6-4-16-7検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第18節 舗装工	6-4-18-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工		
	6-4-18-6半たわみ性舗装工		第3編3-2-6-8半たわみ性舗装工		
	6-4-18-7排水性舗装工		第3編3-2-6-9排水性舗装工		
	6-4-18-8透水性舗装工		第3編3-2-6-10透水性舗装工		
	6-4-18-9グースアスファルト舗装工		第3編3-2-6-11グースアスファルト舗装工		
	6-4-18-10コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工		
	6-4-18-11薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	6-4-18-12ブロック舗装工		第3編3-2-6-14ブロック舗装工		
第5章 堰					
第3節 工場製作工	6-5-3-3刃口金物製作工		第3編3-2-12-1刃口金物製作工		
	6-5-3-4桁製作工		第3編2-2-12-3桁製作工		
	6-5-3-5検査路製作工		第3編3-2-12-4検査路製作工		
	6-5-3-6鋼製伸縮継手製作工		第3編3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工		
	6-5-3-7落橋防止装置製作工		第3編3-2-12-6落橋防止装置製作工		
	6-5-3-8鋼製排水管製作工		第3編3-2-12-10鋼製排水管製作工		
	6-5-3-9プレビ-ム用桁製作工		第3編3-2-12-9プレビ-ム用桁製作工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第3節 工場製作工	6-5-3-12橋梁用防護柵製作工		第3編3-2-12-7橋梁用防護柵製作工		
	6-5-3-12アンカーフレーム製作工		第3編3-2-12-8アンカーフレーム製作工		
	6-5-3-13仮設材製作工		第3編3-2-12-1仮設材製作工		
	6-5-3-14工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工		
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	6-5-6-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	6-5-6-5オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工		
	6-5-6-6ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工		
	6-5-6-7矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
	6-5-6-8床版工		第3編3-2-18-1床版工		
	6-5-6-9堰柱工		第6編6-4-6-8堰柱工		
	6-5-6-10門柱工		第6編6-4-6-9門柱工		
	6-5-6-11ゲート操作台工		第6編6-4-6-12ゲート操作台工		
	6-5-6-12水叩工		第6編6-3-5-8水叩工		
	6-5-6-13閘門工			139	301
	6-5-6-14土砂吐工				
	6-5-6-15取付擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工	
6-5-7-4場所打杭工			第3編3-2-4-5場所打杭工		
6-5-7-5オープンケーソン基礎工			第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工		
6-5-7-6ニューマチックケーソン基礎工			第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工		
6-5-7-7矢板工			第3編3-2-3-4矢板工		
6-5-7-8堰本体工				140	302
6-5-7-9水叩工					
6-5-7-10土砂吐工					
6-5-7-11取付擁壁工			第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
第8節 魚道工	6-5-8-3魚道本体工			140	302
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2管理橋橋台工			141	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4架設工（クレーン架設）		第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）		
	6-5-10-5架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）		
	6-5-10-6架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編3-2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）		
	6-5-10-7架設工（架設桁架設）		第3編3-2-13-6架設工（架設桁架設）		
	6-5-10-8架設工（送出し架設）		第3編3-2-13-7架設工（送出し架設）		
	6-5-10-9架設工（トラベラクレーン架設）		第3編3-2-13-8架設工（トラベラクレーン架設）		
	6-5-10-10支承工		第10編10-4-5-10支承工		
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
第12節 床版工	6-5-12-2床版工		第3編3-2-18-1床版工		
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	6-5-13-4地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	6-5-13-5橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	6-5-13-6橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	6-5-13-7検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2プレテンション桁製作工（購入工）		第3編3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）		
	6-5-15-3ポストテンション桁製作工		第3編3-2-3-13ポストテンション桁製作工		
	6-5-15-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）		
	6-5-15-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工		
	6-5-15-6支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	6-5-15-7架設工（クレーン架設）		第3編3-2-13-9架設工（クレーン架設）		
	6-5-15-8架設工（架設桁架設）		第3編3-2-13-10架設工（架設桁架設）		
	6-5-15-9床版・横組工		第3編3-2-18-1床版工		
	6-5-15-10落橋防止装置工		第10編10-4-8-1落橋防止装置工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第16節 コンクリート管理橋上部工（P C橋ホロースラブ橋）	6-5-16-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	6-5-16-4落橋防止装置工		第10編10-4-8-1落橋防止装置工		
	6-5-16-5 P Cホロースラブ製作工		第3編3-2-3-15 P Cホロースラブ製作工		
第17節 コンクリート管理橋上部工（P C箱桁橋）	6-5-17-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	6-5-17-4 P C箱桁製作工		第3編3-2-3-16 P C箱桁製作工		
	6-5-17-5落橋防止装置工		第10編10-4-8-1落橋防止装置工		
第18節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	6-5-18-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	6-5-18-4地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	6-5-18-5橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	6-5-18-6橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	6-5-18-7検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第20節 付属物設置工	6-5-20-2防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	6-5-20-7階段工		第3編3-2-3-22階段工		
第6章 排水機場					
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2軽量盛土工		第1編3-2-4-3路体盛土工		
第4節 機場本体工	6-6-4-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	6-6-4-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	6-6-4-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
	6-6-4-6本体工			141	302
	6-6-4-7燃料貯油槽工			142	
第5節 沈砂池工	6-6-5-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	6-6-5-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	6-6-5-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
	6-6-5-6場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	6-6-5-7コンクリート床版工			142	302
	6-6-5-8ブロック床版工		第3編3-2-3-17根固めブロック		
	6-6-5-9場所打水路工		第3編3-3-2-29場所打水路工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工			
	6-6-6-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工			
	6-6-6-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工			
	6-6-6-6本体工		第6編6-6-4-6本体工			
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工			
第4節 床止め工	6-7-4-4既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工			
	6-7-4-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工			
	6-7-4-6本体工	床固め本体工			142	302
		植石張り		第3編3-2-5-5石積（張）工		
		根固めブロック		第3編3-2-3-17根固めブロック工		
	6-7-4-7取付擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工			
	6-7-4-8水叩工				143	302
		巨石張り		第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
根固めブロック			第3編3-2-3-17根固めブロック工			
第5節 床固め工	6-7-5-4本堤工		第6編6-7-4-6本体工			
	6-7-5-5垂直壁工		第6編6-7-4-6本体工			
	6-7-5-6側壁工			143	302	
	6-7-5-7水叩工		第6編6-7-4-8水叩工			
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3コンクリート擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工			
	6-7-6-4ブロック積擁壁工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工			
	6-7-6-5石積擁壁工		第3編3-2-5-5石積（張）工			
	6-7-6-6山留擁壁基礎工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）			
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3不陸整正工		第1編1-2-3-6堤防天端工			
	6-8-7-4コンクリート舗装補修工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工			
	6-8-7-5アスファルト舗装補修工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工			

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2付属物復旧工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
第9節 付属物設置工	6-8-9-3防護柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	6-8-9-5付属物設置工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3配管工		第6編6-1-13-3配管工		
	6-8-10-4ハンドホール工		第6編6-1-13-4ハンドホール工		
第12節 植栽維持工	6-8-12-3樹木・芝生管理工		第3編3-2-14-2植生工		
第9章 河川修繕					
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 腹付工	6-9-4-2覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工		
	6-9-4-3植生工		第3編3-2-14-2植生工		
第5節 側帯工	6-9-5-2縁切工	じゃかご工	第3編3-2-3-27羽口工		
		連節ブロック張り	第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
		コンクリートブロック張り	第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
		石張工	第3編3-2-5-5石積(張)工		
	6-9-5-3植生工		第3編3-2-14-2植生工		
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3石積工		第3編3-2-5-5石積(張)工		
	6-9-6-4コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
第7節 管理用通路工	6-9-7-2防護柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	6-9-7-4路面切削工		第3編3-2-6-15路面切削工		
	6-9-7-5舗装打換え工		第3編3-2-6-16舗装打換え工		
	6-9-7-6オーバーレイ工		第3編3-2-6-17オーバーレイ工		
	6-9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編3-2-3-29側溝工		
		集水樹工	第3編3-2-3-30集水樹工		
6-9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編3-2-3-5緑石工			
第8節 現場塗装工	6-9-8-3付属物塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
	6-9-8-4コンクリート面塗装工		第3編3-2-3-11コンクリート面塗装工		

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第1章 堤防・護岸					
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 地盤改良工	7-1-4-2表層安定処理工		第3編3-2-7-4表層安定処理工		
	7-1-4-3パイルネット工		第3編3-2-7-5パイルネット工		
	7-1-4-5締固め改良工		第3編3-2-7-8締固め改良工		
	7-1-4-6固結工		第3編3-2-7-9固結工		
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	7-1-5-5場所打コンクリート工			143	303
	7-1-5-6海岸コンクリートブロック工				
	7-1-5-7笠コンクリート工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）		
	7-1-5-8基礎工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）		
	7-1-5-9矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
第6節 護岸工	7-1-6-3石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
	7-1-6-4海岸コンクリートブロック工			144	303
	7-1-6-5コンクリート被覆工				
第7節 擁壁工	7-1-7-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
第8節 天端被覆工	7-1-8-2コンクリート被覆工			144	303
第9節 波返工	7-1-9-3波返工			145	
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
	7-1-10-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	7-1-10-4コンクリート被覆工		第7編7-1-6-5コンクリート被覆工		
	7-1-10-5法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
第11節 カルパート工	7-1-11-3プレキャストカルパート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルパート工		
第12節 排水構造物工	7-1-12-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	7-1-12-4集水樹工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	7-1-12-5管渠工	プレキャストパイプ	第3編3-2-3-29暗渠工		
プレキャストボックス		第3編3-2-3-29暗渠工			

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第12節 排水構造物工	7-1-12-5管渠工	コルゲートパイプ	第3編3-2-3-29暗渠工		
		タグタイル鑄鉄管	第3編3-2-3-29暗渠工		
	7-1-12-6場所打水路工		第3編3-2-3-29場所打水路工		
第13節 付属物設置工	7-1-13-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	7-1-13-6階段工		第3編3-2-3-22階段工		
第14節 付帯道路工	7-1-14-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	7-1-14-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工		
	7-1-14-6コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工		
	7-1-14-7薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	7-1-14-8側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	7-1-14-9集水樹工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	7-1-14-10縁石工		第3編3-2-3-5縁石工		
	7-1-14-11区画線工		第3編3-2-3-9区画線工		
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
	7-1-15-4小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工		
第2章 突堤・人工岬					
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4捨石工			145	303
	7-2-4-5吸出し防止工				
第5節 突堤本体工	7-2-5-2捨石工			146	
	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工				
	7-2-5-6既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
第5節 突堤本体工	7-2-5-7詰杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	7-2-5-8矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
	7-2-5-9石枠工			146	304
	7-2-5-10場所打コンクリート工			147	
	7-2-5-11ケーソン工	ケーソン工製作			
ケーソン工据付					

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第5節 突堤本体工	7-2-5-11ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		148	304
	7-2-5-12セルラ-工	セルラ-工製作			
		セルラ-工据付 突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			
第6節 根固め工	7-2-6-2捨石工			149	305
	7-2-6-3根固めブロック工				
第7節 消波工	7-2-7-2捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	7-2-7-3消波ブロック工			149	305
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3捨石工			150	305
	7-3-3-4吸出し防止工		第7編7-2-4-5吸出し防止工		
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	7-3-4-3海岸コンクリートブロック工		第7編7-2-5-5海岸コンクリートブロック工		
	7-3-4-4ケーソン工		第7編7-2-5-11ケーソン工		
	7-3-4-5セルラ-工		第7編7-2-5-12セルラ-工		
	7-3-4-6場所打コンクリート工		第7編7-2-5-10場所打ちコンクリート工		
第4章 浚渫（海）					
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-2-2浚渫船運転工		第3編3-2-16-3浚渫船運転工		
第3節 浚渫工（グラブ船）	7-4-3-2浚渫船運転工		第3編3-2-16-3浚渫船運転工		
第5章 養浜					
第2節 軽量盛土工	7-5-2-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第3節 砂止工	7-5-3-2根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工		

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第1章 砂防堰堤					
第3節 工場製作工	8-1-3-3鋼製堰堤製作工		第3編3-2-12-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))		
	8-1-3-4鋼製堰堤仮設材製作工			150	306
	8-1-3-5工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工		
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第6節 法面工	8-1-6-2植生工		第3編3-2-14-2植生工		
	8-1-6-3法面吹付け工		第3編3-2-14-3吹付工		
	8-1-6-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
	8-1-6-6アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工		
	8-1-6-7かご工	じゃかご		第3編3-2-3-27羽口工	
ふとんかご			第3編3-2-3-27羽口工		
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4コンクリート堰堤本体工			150	306
	8-1-8-5コンクリート副堰堤工		第8編8-1-6-4コンクリート堰堤本体工		
	8-1-8-6コンクリート側壁工			151	306
	8-1-8-8水叩工				
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5鋼製堰堤本体工	不透過型			
		透過型		152~153	
	8-1-9-6鋼製側壁工			153	
	8-1-9-7コンクリート側壁工		第8編8-1-8-6コンクリート側壁工		
	8-1-9-9水叩工		第8編8-1-8-8水叩工		
8-1-9-10現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工			
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工		
	8-1-10-6沈床工		第3編3-2-3-18沈床工		
	8-1-10-7かご工	じゃかご		第3編3-2-3-27羽口工	
ふとんかご			第3編3-2-3-27羽口工		
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第12節 付帯道路工	8-1-12-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	8-1-12-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工		
	8-1-12-6コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工		
	8-1-12-7薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	8-1-12-8側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	8-1-12-9集水樹工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	8-1-12-10縁石工		第3編3-2-3-5縁石工		
	8-1-12-11区画線工		第3編3-2-3-9区画線工		
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
	8-1-13-4小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工		
第2章 流路					
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 流路護岸工	8-2-4-4基礎工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）		
	8-2-4-5コンクリート擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	8-2-4-6ブロック積擁壁工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	8-2-4-7石積擁壁工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
	8-2-4-8護岸付属物工		第6編6-7-4護岸付属物工		
	8-2-4-9植生工		第3編3-2-14-2植生工		
第5節 床固め工	8-2-5-4床固め本体工		第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工		
	8-2-5-5垂直壁工		第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工		
	8-2-5-6側壁工		第8編8-1-8-6コンクリート側壁工		
	8-2-5-7水叩工		第8編8-1-8-8水叩工		
	8-2-5-8魚道工			154	307
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工		
	8-2-6-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	8-2-6-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
かごマット		第3編3-2-3-26多自然型護岸工			

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁8-2-	
				出来形	写真
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2階段工		第3編3-2-3-22階段工		
	8-2-7-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
第3章 斜面对策					
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 法面工	8-3-4-2植生工		第3編3-2-14-2植生工		
	8-3-4-3吹付工		第3編3-2-14-3吹付工		
	8-3-4-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
	8-3-4-5かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
	8-3-4-6アンカー工（プレキャストコンクリート板）		第3編3-2-14-6アンカー工		
8-3-4-7抑止アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工			
第5節 擁壁工	8-3-5-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	8-3-5-4場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	8-3-5-5プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工		
	8-3-5-6補強土壁工		第3編3-2-15-3補強土壁工		
	8-3-5-7井桁ブロック工		第3編3-2-15-4井桁ブロック工		
	8-3-5-8落石防護工		第10編10-1-11-5落石防護柵工		
第6節 山腹水路工	8-3-6-3山腹集水路・排水路工		第3編3-2-29場所打水路工		
	8-3-6-4山腹明暗渠工			154	307
	8-3-6-5山腹暗渠工		第3編3-2-29暗渠工		
	8-3-6-6現場打水路工		第3編3-2-29場所打水路工		
	8-3-6-7集水樹工		第3編3-2-3-30集水樹工		
第7節 地下水排除工	8-3-7-4集排水ボ-リング工			154	307
	8-3-7-5集水井工			155	
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	8-3-8-4固結工		第3編3-2-7-9固結工		
	8-3-8-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
第9節 抑止杭工	8-3-9-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第9節 抑止杭工	8-3-9-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	8-3-9-5シャフト工（深礎工）		第3編3-2-4-6深礎工		
	8-3-9-6合成杭工			155	307

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第1章 コンクリートダム					
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4コンクリートダム工（本体）			156	308
	9-1-4コンクリートダム工（水叩）				
	9-1-4コンクリートダム工（副ダム）			157	
	9-1-4コンクリートダム工（導流壁）			158	
第2章 フィルダム					
第3節 盛立工	9-2-4-5コアの盛立			159	308
	9-2-4-6フィルターの盛立				
	9-2-4-7ロックの盛立				
	9-2-4-8フィルダム（洪水吐）			160	309
第3章 基礎グラウチング					
第3節 ボーリング工	9-3-3ボーリング工			160	309

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第1章 道路改良					
第3節 工場製作工	10-1-3-2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		160	310
		工場塗装工	第3編3-2-13-2-11工場塗装工		
第4節 地盤改良工	10-1-4-2表層安定処理工		第3編3-2-7-4表層安定処理工		
	10-1-4-3置換工		第3編3-2-7-3置換工		
	10-1-4-4サンドマット工		第3編3-2-7-6サンドマット工		
	10-1-4-5パーチカルドレン工		第3編3-2-7-7パーチカルドレン工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第4節 地盤改良工	10-1-4-6締固め改良工		第3編3-2-7-8締固め改良工		
	10-1-4-7固結工		第3編3-2-7-9固結工		
第5節 法面工	10-1-5-2植生工		第3編3-2-14-2植生工		
	10-1-5-3法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工		
	10-1-5-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
	10-1-5-6アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工		
	10-1-5-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
ふとんかご		第3編3-2-3-27羽口工			
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第7節 擁壁工	10-1-7-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	10-1-7-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	10-1-7-5場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	10-1-7-6プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工		
		補強土（テルアルメ）壁工法	第3編3-2-15-3補強土壁工		
		多数アンカー式補強土工法	第3編3-2-15-3補強土壁工		
	ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編3-2-15-3補強土壁工			
10-1-7-8井桁ブロック工		第3編3-2-15-4井桁ブロック工			
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	10-1-8-4石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
第9節 カルバート工	10-1-9-4既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	10-1-9-5場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	10-1-9-6場所打函渠工			161	310
	10-1-9-7プレキャストカルバート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-1-10-4管渠工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-1-10-5集水樹・マンホール工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	10-1-10-6地下排水工		第3編3-3-29暗渠工		
	10-1-10-7場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-8排水工（小段排水・縦排水）		第3編3-2-3-29側溝工		
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4落石防止網工			161	310
	10-1-11-5落石防護柵工		第3編3-1-11-5落石防護柵工		
	10-1-11-6防雪柵工				
	10-1-11-7雪崩予防柵工				
第12節 遮音壁工	10-1-12-4遮音壁基礎工			162	
	10-1-12-5遮音壁本体工				
第2章 舗装					
第3節 地盤改良工	10-2-3-2路床安定処理工		第3編3-2-7-4表層安定処理工		
	10-2-3-3置換工		第3編3-2-7-3置換工		
第4節 舗装工	10-2-4-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工		
	10-2-4-6半たわみ性舗装工		第3編3-2-6-8半たわみ性舗装工		
	10-2-4-7排水性舗装工		第3編3-2-6-9排水性舗装工		
	10-2-4-8透水性舗装工		第3編3-2-6-10透水性舗装工		
	10-2-4-9ゲースアスファルト舗装工		第3編3-2-6-11ゲースアスファルト舗装工		
	10-2-4-10コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工		
	10-2-4-11薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	10-2-4-12ブロック舗装工		第3編3-2-6-14ブロック舗装工		
	10-2-4歩道路盤工			163	311
	10-2-4取合舗装路盤工				
	10-2-4路肩舗装路盤工				
	10-2-4歩道舗装工				
	10-2-4取合舗装工				
	10-2-4路肩舗装工				
10-2-4表層工					
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-2-5-4管渠工		第3編3-2-3-29側溝工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁10-2-	
				出来形	写真
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-5 集水樹（街渠樹）・マンホール工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	10-2-5-6地下排水工		第3編3-2-3-29暗渠工		
	10-2-5-7場所打水路工		第3編3-3-2-29場所打水路工		
	10-2-5-8排水工（小段排水・縦排水）		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-2-5-9排水性舗装用路肩排水工			164	311
第6節 縁石工	10-2-6-3縁石工		第3編3-2-3-5縁石工		
第7節 踏掛版工	10-2-7-4踏掛版工	コンクリート工		164	311
		ラバ-シュー			
		アンカーボルト			
第8節 防護柵工	10-2-8-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-2-8-4防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	10-2-8-5ボックスビーム工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-2-8-6車止めポスト工		第3編3-2-3-7防止柵工		
第9節 標識工	10-2-9-3小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工		
	10-2-9-4大型標識工	標識基礎工		164	311
標識柱工			165		
第10節 区画線工	10-2-10-2区画線工		第3編3-2-3-9区画線工		
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
	10-2-12-5ケーブル配管工			165	311
		ハンドホル			
10-2-12-6照明工	照明柱基礎工				312
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
第3章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	10-3-3-2刃口金物製作工		第3編3-2-12-1刃口金物製作工		
	10-3-3-3鋼製橋脚製作工			166	312
	10-3-3-4アンカー-フレーム製作工		第3編3-2-12-8アンカー-フレーム製作工		
	10-3-3-5工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工		
第6節 橋台工	10-3-6-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第6節 橋台工	10-3-6-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工			
	10-3-6-5深礎工		第3編3-2-4-6深礎工			
	10-3-6-6オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工			
	10-3-6-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			
	10-3-6-8橋台躯体工			167	312	
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工			
	10-3-7-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工			
	10-3-7-5深礎工		第3編3-2-4-6深礎工			
	10-3-7-6オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工			
	10-3-7-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			
	10-3-7-8鋼管矢板基礎工		第3編3-2-4-9鋼管矢板基礎工			
	10-3-7-9橋脚躯体工	張出式			168	312
重力式						
半重力式				169	312	
ラーメン式						
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工			
	10-3-8-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工			
	10-3-8-5深礎工		第3編3-2-4-6深礎工			
	10-3-8-6オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工			
	10-3-8-7ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			
	10-3-8-8鋼管矢板基礎工		第3編3-2-4-9鋼管矢板基礎工			
	10-3-8-9橋脚フチング工	I型・T型			170	312
		門型				
	10-3-8-10橋脚架設工	I型・T型			171	
		門型				
10-3-8-11現場継手工						
10-3-8-12現場塗装工			第3編3-2-3-31現場塗装工			
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3基礎工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）			
	10-3-9-4矢板工		第3編3-2-3-4矢板工			

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3笠コンクリート工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）			
	10-3-10-4矢板工		第3編3-2-3-4矢板工			
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工			
	10-3-11-3護岸付属物工		第6編6-1-7-4護岸付属物工			
	10-3-11-4緑化ブロック工		第3編3-2-5-4緑化ブロック工			
	10-3-11-5環境護岸ブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工			
	10-3-11-6石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工			
	10-3-11-7法枠工		第3編3-2-14-4法枠工			
	10-3-11-8多自然型護岸工	巨石張り		第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
		巨石積み		第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
		かごマット		第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
	10-3-11-9吹付工		第3編3-2-14-3吹付工			
10-3-11-10植生工		第3編3-2-14-2植生工				
10-3-11-11覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工				
第11節 法覆護岸工	10-3-11-12羽口工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工			
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工			
		かご枠	第3編3-2-3-27羽口工			
		連節ブロック張り	第3編3-2-5-3連節ブロック張り			
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工			
	10-3-12-4プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工			
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3桁製作工		第3編3-2-13-2-3桁製作工			
	10-4-3-4検査路製作工		第3編3-2-13-2-4検査路製作工			
	10-4-3-5鋼製伸縮継手製作工		第3編3-2-13-2-5鋼製伸縮継手製作工			
第3節 工場製作工	10-4-3-6落橋防止装置製作工		第3編3-2-13-2-6落橋防止装置製作工			
	10-4-3-7鋼製排水管製作工		第3編3-2-13-2-10鋼製排水管製作工			

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第3節 工場製作工	10-4-3-8橋梁用防護柵製作工		第3編3-2-13-2-7橋梁用防護柵製作工	172	313
	10-4-3-9橋梁用高欄製作工				
	10-4-3-10横断歩道橋製作工		第3編3-2-13-2-3桁製作工		
	10-4-3-12アンカーフレーム製作工		第3編3-2-13-2-8アンカーフレーム製作工		
	10-4-3-13工場塗装工		第3編3-2-13-2-11工場塗装工		
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4架設工（クレーン架設）		第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）	172	
	10-4-5-5架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）		
	10-4-5-6架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編3-2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）		
	10-4-5-7架設工（架設桁架設）		第3編3-2-13-6架設工（架設桁架設）		
	10-4-5-8架設工（送出し架設）		第3編3-2-13-7架設工（送出し架設）		
	10-4-5-9架設工（トラベラークレーン架設）		第3編3-2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）		
	10-4-5-10支承工	鋼製支承	第10編10-4-5-10支承工		
	ゴム支承	第10編10-4-5-10支承工			
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
第7節 床版工	10-4-7-2床版工		第3編3-2-18-2床版工		
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工	173	313
	10-4-8-3落橋防止装置工				
	10-4-8-5地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	10-4-8-6橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	10-4-8-7橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	10-4-8-8検査路工		第10編10-4-8-8検査路工	174	
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	10-4-9-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	10-4-9-5橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9橋脚フーチング工		
		T型	第10編3-8-9橋脚フーチング工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第9節 歩道橋本體工	10-4-9-6歩道橋架設工		第3編3-2-13橋梁架設工		
	10-4-9-7現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
第5章 コンクリート橋上部					
第3節 工場製作工	10-5-3-2プレビ-ム用桁製作工		第3編3-2-13-2-9プレビ-ム用桁製作工		
	10-5-3-3橋梁用防護柵製作工		第3編3-2-13-2-7橋梁用防護柵製作工		
	10-5-3-4鋼製伸縮継手製作工		第3編3-2-13-2-5鋼製伸縮継手製作工		
	10-5-3-5検査路製作工		第3編3-2-13-2-4検査路製作工		
	10-5-3-6工場塗装工		第3編3-2-13-2-11工場塗装工		
第5節 PC橋工	10-5-5-2プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第3編3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）		
		スラブ橋	第3編3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）		
	10-5-5-3ポストテンション桁製作工		第3編3-2-3-13ポストテンション桁製作工		
	10-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）		
	10-5-5-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工		
	10-5-5-6支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-5-7架設工（クレーン架設）		第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）		
	10-5-5-8架設工（架設桁架設）		第3編3-2-13-6架設工（架設桁架設）		
	10-5-5-9床版・横組工		第3編3-2-18-2床版工		
	10-5-5-10落橋防止装置工		第10編10-4-8-1落橋防止装置工		
第6節 プレビ-ム桁橋工	10-5-6-2プレビ-ム桁製作工（現場）			174	313
	10-5-6-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-6-4架設工（クレーン架設）		第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）		
	10-5-6-5架設工（架設桁架設）		第3編3-2-13-6架設工（架設桁架設）		
	10-5-6-6床版・横組工		第3編3-2-18-1床版工		
	10-5-6-9落橋防止装置工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第7節 PCホロ-スラブ橋工	10-5-7-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-7-4PCホロ-スラブ製作工		第3編3-2-3-15PCホロ-スラブ製作工		
	10-5-7-5落橋防止装置工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工		
第8節 RCホロ-スラブ橋工	10-5-8-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-8-4RC場所打ホロ-スラブ製作工		第3編3-2-3-15PCホロ-スラブ製作工		
	10-5-8-5落橋防止装置工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工		
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2PC版桁製作工		第3編3-2-3-15PCホロ-スラブ製作工		
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-10-4PC箱桁製作工		第3編3-2-3-16PC箱桁製作工		
	10-5-10-5落橋防止装置工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工		
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2PC片持箱桁製作工		第3編3-2-3-16PC箱桁製作工		
	10-5-11-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-11-4架設工（片持架設）		第3編3-2-13-1架設工（コンクリート橋）		
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2PC押し箱桁製作工		第3編3-2-3-16PC押し箱桁製作工		
	10-5-12-3架設工（押し架設）		第3編3-2-13-1架設工（コンクリート橋）		
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	10-5-13-4地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	10-5-13-5橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	10-5-13-6橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	10-5-13-7検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第6章 トンネル（NATM）					
第4節 支保工	10-6-4-3吹付工			174	313
	10-6-4-4ロックボルト工				
第5節 覆工	10-6-5-3覆工コンクリート工			175	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第5節 覆工	10-6-5-4側壁コンクリート工		第10編10-6-5-3覆工コンクリート工			
	10-6-5-5床版コンクリート工			175	313	
第6節 インパート工	10-6-6-4インパート本体工			176	314	
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5地下排水工		第3編3-2-3-29暗渠工			
第8節 坑門工	10-6-8-4坑門本体工			176	314	
	10-6-8-5明り巻工			177		
第7章 トンネル(矢板)						
第5節 履工	10-7-5-3履工コンクリート工					
第6節 インパート工	10-7-6-4-インパート本体工					
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工			
第6節 現場打構築工	10-11-6-2現場打躯体工			177	314	
	10-11-6-4カラ-継手工			178		
	10-11-6-5防水工	防水				315
		防水保護工				
防水壁						
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2プレキャスト躯体工					
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2管路工(管路部)			179	315	
	10-12-5-3プレキャストボックス工(特殊部)					
	10-12-5-4現場打ちボックス工(特殊部)		第10編10-12-5-2現場打躯体工			
第6節 付帯設備工	10-12-6-2ハンドホール工			179		
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-3管路工(管路部)		第10編10-12-5-2管路工(管路部)			
第4節 付帯設備工	10-13-4-2ハンドホール工		第10編10-12-6-2ハンドホール工			
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3路面切削工		第3編3-2-6-15路面切削工			
	10-14-4-4舗装打換え工		第3編3-2-6-16舗装打換え工			

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第4節 舗装工	10-14-4-5 切削オーバーレイ工	面管理の場合		180	316
	10-14-4-5 切削オーバーレイ工				
	10-14-4-6 オーバーレイ工		第3編3-2-6-17オーバーレイ工		
	10-14-4-7 路上再生工			181	316
	10-14-4-8 薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	10-14-4-11 グル-ピング工				316
第5節 排水構造物工	10-14-5-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-14-5-4管渠工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-14-5-5集水樹・マンホール工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	10-14-5-6地下排水工		第3編3-2-3-29暗渠工		
	10-14-5-7場所打水路工		第3編3-3-2-29場所打水路工		
	10-14-5-8排水工		第3編3-2-3-29側溝工		
第6節 防護柵工	10-14-6-2路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-14-6-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	10-14-6-5ボックスビ-ム工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-14-6-6車止めポスト工		第3編3-2-3-7防止柵工		
第7節 標識工	10-14-7-3小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工		
	10-14-7-4大型標識工		第10編10-2-9-4大型標識工		
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
	10-14-8-5ケ-ブル配管工		第10編10-2-12-5ケ-ブル配管工		
	10-14-8-6照明工		第10編10-2-12-6照明工		
第9節 軽量盛土工	3-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第10節 擁壁工	10-14-10-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	10-14-10-4プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工		
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3コンクリ-ットブロック工		第3編3-2-5-3コンクリ-ットブロック工		
	10-14-11-4石積(張)工		第3編3-2-5-5石積(張)工		
第12節 カルバ-ト工	10-14-12-4場所打函渠工		第10編10-1-9-6場所打函渠工		
	10-14-12-5プレキャストカルバ-ト工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバ-ト工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第13節 法面工	10-14-13-2植生工		第3編3-2-14-2植生工		
	10-14-13-3法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工		
	10-14-13-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
	10-14-13-6アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工		
	10-14-13-7かご工	じゃかご		第3編3-2-3-27羽口工	
ふとんかご			第3編3-2-3-27羽口工		
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2伸縮継手工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	10-15-15-4地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	10-15-15-5橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	10-15-15-6橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	10-15-15-7検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第17節 現場塗装工	10-14-17-6コンクリート面塗装工		第3編3-2-3-11コンクリート面塗装工		
第16章 道路修繕					
第3節 工場製作工	10-16-3-4桁補強材製作工			182	316
	10-16-3-5落橋防止装置製作工		第3編3-2-13-2-6落橋防止装置製作工		
第5節 舗装工	10-16-5-3路面切削工		第3編3-2-6-15路面切削工		
	10-16-5-4舗装打換え工		第3編3-2-6-16舗装打換え工		
	10-16-5-5切削オーバーレイ工		第10編10-14-4-5切削オーバーレイ工		
	10-16-5-6オーバーレイ工		第3編3-2-6-17オーバーレイ工		
	10-16-5-7路上再生工		第10編10-14-4-7路上再生工		
	10-16-5-8薄層カラ舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ舗装工		
	10-16-5-10歩道舗装修繕工		第10編10-2-4歩道路盤工、歩道舗装工		
第6節 排水構造物工	10-16-6-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-16-6-4管渠工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-16-6-5集水枡・マンホール工		第3編3-2-3-30集水枡工		
	10-16-6-6地下排水工		第3編3-2-3-29暗渠工		
	10-16-6-7場所打水路工		第3編3-3-2-29場所打水路工		
	10-16-6-8排水工		第3編3-2-3-29側溝工		

【第10編 道路編】

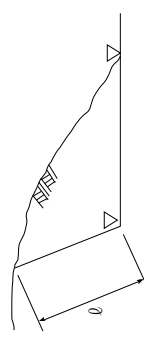
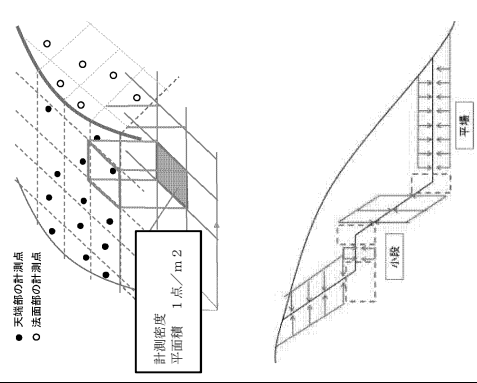
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第7節 縁石工	10-7-7-3縁石工		第3編3-2-3-5縁石工		
第8節 防護柵工	10-16-8-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-16-8-4防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	10-16-8-5ボックスビーム工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-16-8-6車止めポスト工		第3編3-2-3-7防止柵工		
第9節 標識工	10-16-9-3小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工		
	10-16-9-4大型標識工		第10編10-2-9-4大型標識工		
第10節 区画線工	10-16-10-2区画線工		第3編3-2-3-9区画線工		
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
	10-16-12-5ケーブル配管工		第10編10-2-12-5ケーブル配管工		
	10-16-12-6照明工		第10編10-2-12-6照明工		
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第14節 擁壁工	10-16-14-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	10-16-14-4プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工		
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	10-16-15-4石積(張)工		第3編3-2-5-5石積(張)工		
第16節 カルバート工	10-16-16-4場所打函渠工		第10編10-1-9-6場所打函渠工		
	10-16-16-5プレキャストカルバート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		
第17節 法面工	10-16-17-2植生工		第3編3-2-14-2植生工		
	10-16-17-3法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工		
	10-16-17-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
	10-16-17-6アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工		
	10-16-17-7かご工	じゃかご		第3編3-2-3-27羽口工	
ふとんかご			第3編3-2-3-27羽口工		
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4落石防止網工		第10編10-1-11-4落石防止網工		
	10-18-18-5落石防護柵工		第10編10-1-11-5落石防護柵工		
	10-18-18-6防雪柵工		第10編10-1-11-6防雪柵工		
	10-18-18-7雪崩予防柵工		第10編10-1-11-7雪崩予防柵工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第20節 鋼桁工	10-16-20-3鋼桁補強工		第10編10-16-3-4桁補強材製作工		
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3鋼橋支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-16-21-4P C橋支承工		第10編10-4-5-10支承工		
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3伸縮継手工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	10-16-22-4落橋防止装置工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工		316
	10-16-22-6地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	10-16-22-7橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	10-16-22-8橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	10-16-22-9検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第25節 現場塗装工	10-16-25-3橋梁塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
	10-16-25-6コンクリート面塗装工		第3編3-2-3-11コンクリート面塗装工		

出来形管理基準及び規格値

(単位：mm)

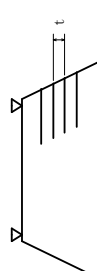
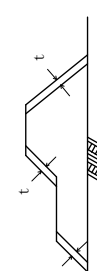
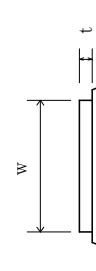

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は掘削部の両端で測定。ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
		法長ℓ	-200 法長-4%							
				2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理要領（土工編）」に基つた出来形管理要領（土工編）」で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
		標高較差	個々の計測値 ±150							
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70 ±160			

出来形管理基準及び規格値

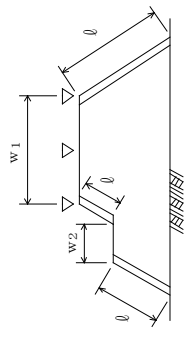
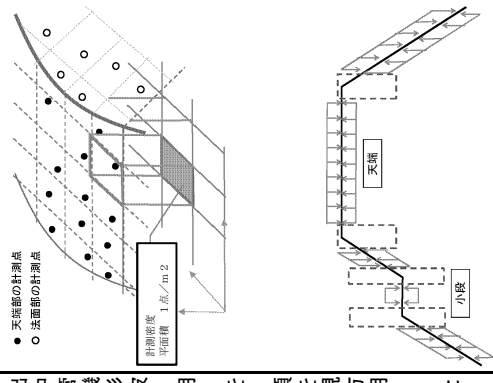
単位：mm

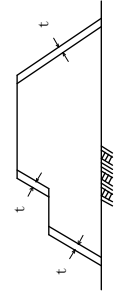
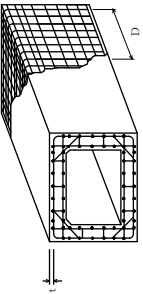
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	土工	3	1	盛土工	基準高 ∇	-50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p>		
						法長 l	-100			
						幅 w_1, w_2	法長-2% -100			
1	共通編							<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は各法肩で測定。ただし、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法肩で測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要											
				2	盛土工 (面管理の場合)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平均値</td> <td>個々の計測値</td> </tr> <tr> <td>天端</td> <td>-50</td> <td>-150</td> </tr> <tr> <td>法面 4割<勾配</td> <td>-50</td> <td>-170</td> </tr> <tr> <td>法面 4割≧勾配 (小段含む)</td> <td>-60</td> <td>-170</td> </tr> </table> <p>※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものを</p>		平均値	個々の計測値	天端	-50	-150	法面 4割<勾配	-50	-170	法面 4割≧勾配 (小段含む)	-60	-170	<p>1. 3次元レーザーによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
	平均値	個々の計測値																			
天端	-50	-150																			
法面 4割<勾配	-50	-170																			
法面 4割≧勾配 (小段含む)	-60	-170																			

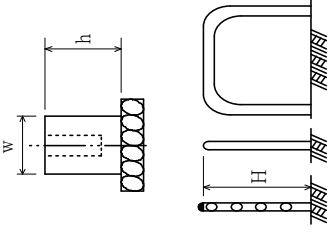
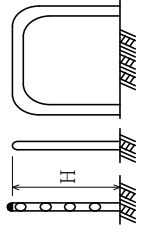
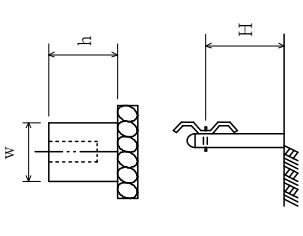
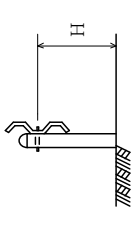
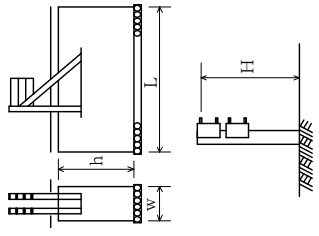
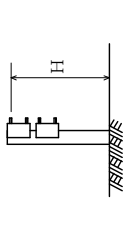
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
						幅				
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		
						幅	-100			
						高さ t	-50			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長 l	-200			
						幅	法長-4% -100			

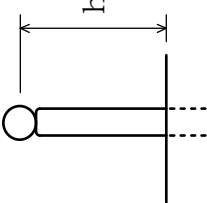
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要											
				2	掘削工 (面管理の場合)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平均値</td> <td>個々の計測値</td> </tr> <tr> <td>平場</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> <tr> <td>法面 (軟岩1) (小段含む)</td> <td>±70</td> <td>±330</td> </tr> </table>		平均値	個々の計測値	平場	±50	±150	法面 (小段含む)	±70	±160	法面 (軟岩1) (小段含む)	±70	±330	<p>1. 3次元レーザーによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
	平均値	個々の計測値																			
平場	±50	±150																			
法面 (小段含む)	±70	±160																			
法面 (軟岩1) (小段含む)	±70	±330																			

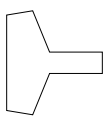
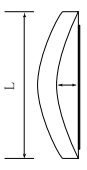
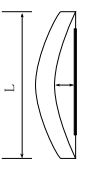
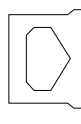
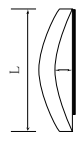
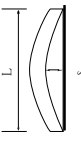
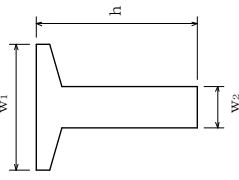
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書による管理を行う道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	法長-2%				
						幅	-100				
2	2	4	4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪（案）」、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザー扫描仪（案）」を用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（土工編）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪（案）」を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の計測から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						標高較差	±50				±150
						標高較差	±80				±190

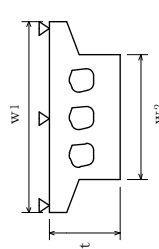
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の 中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	7		凍上抑制層	測定項目 個々の測定値 (X) 中規模以上 小規模未満	10個の測定値の平均 (X ₁₀) 中規模以上	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定		
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d かぶり t	±φ ±φかつ 最小かぶり 以上	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット 当たりに対して各面で一箇所以上測定す る。最小かぶりは、コンクリート標準示方 書（設計編：標準7編2章2.1）参照。た だし、道路橋示方書の適用を受ける橋につ いては、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コ ンクリート部材編 5.2）による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用 する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含 む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版 工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・ 下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作 のプレキャスト製品は全ての工程において 対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりに ついては、「非破壊試験によるコンクリー ト構造物中の配筋状態及びかぶり測定要 領」も併せて適用する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場 合は25m) につき1ヶ所、延長20m (又は 25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。			
						根入長	設計値以上				
						変位 δ	100				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工 (縁石・アスカー ブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形 管理要領(編纂工事編)(案)」の規定に より管理を行う場合は、延長の変化点で測 定。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎			
						基礎	幅 w (D)				-30
							高さ h				-30
						根入れ長	設計値以上				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		
						高さ h	-30			
						パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		
						高さ h	-30			
						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		
						高さ h	-30			
						延長 L	-100	1ヶ所/1施工箇所		
					ケーブル取付高 H	+30 -20				

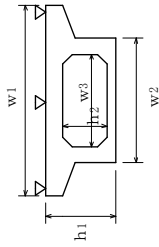
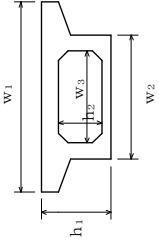
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合、2ヶ所測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-「表-Ⅱ-5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。 塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。			

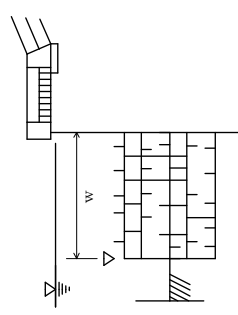
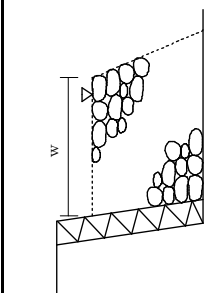
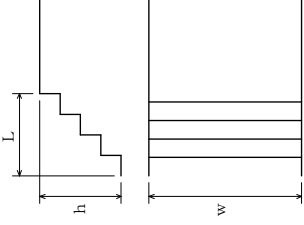
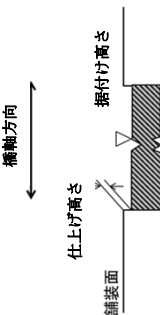
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 	
						断面の外形寸法	±5		側面図 	
						橋桁のそり δ_1	±8		平面図 	
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 	
						断面の外形寸法	±5		側面図 	
						橋桁のそり δ_1	±8		平面図 	
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後、3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ϕ : 支間長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁、リール構造物および重要構造物である内空断面積25㎡以上のホックスカルパート（工場製作のプレキャスト製品は全ての種類において対象外）の鉄筋の配筋状況及びひかふりについては、「非破壊試験」によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかふり測定要領」も併せて適用する
						幅 (下) w_2	±5			
						高さ h	+10 -5			
						桁 長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5) \text{ かつ } 30\text{mm以内}$			
						横方向最大タワミ	0.8 ϕ			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	2	プレキヤストセグメント桁製作工（購入工）	桁長 l	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所所で測定。			
						断面の外形寸法 (mm)	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14		プレキヤストセグメント主桁組立工	桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots$ $\pm (l-5) \text{ かつ } -30\text{mm以内}$	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 l : 支間長 (m)			
						支間長					
						横方向最大タワミ	0.80				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		P.Cホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 l : 桁長 (m)			注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$				
						厚さ t	$-10 \sim +20$				
						桁長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots$ $\pm (l-5) \text{ かつ } -30\text{mm以内}$				

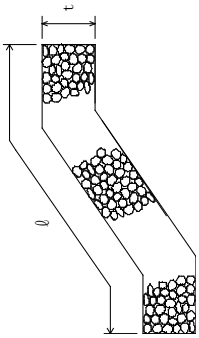
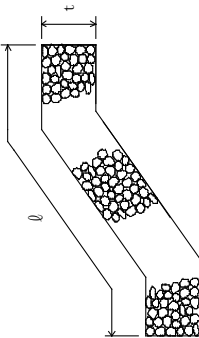
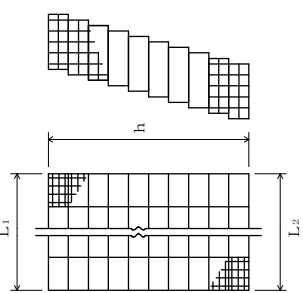
出来形管理基準及び規格値

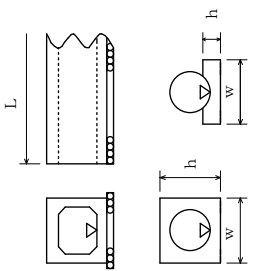
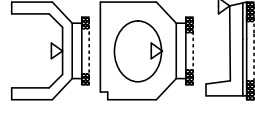
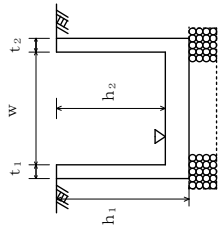
単位：mm

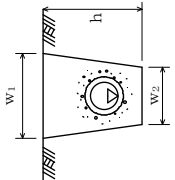
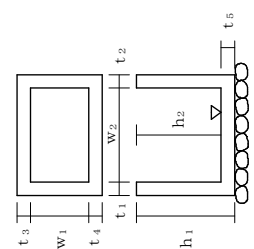
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	PC箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 \varnothing ：桁長（m）		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全て）の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する</p>	
						幅（上） w_1	$-5 \sim +30$				
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$				
						内空幅 w_3	± 5				
						高さ h_1	$+10$ -5				
						内空高さ h_2	$+10$ -5				
						桁長 \varnothing	$\varnothing < 15 \dots \pm 10$ $\varnothing \geq 15 \dots$ $\pm (\varnothing - 5)$ かつ -30mm 以内				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 \varnothing ：桁長（m）		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全て）の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて適用する</p>	
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$				
						内空幅 w_3	± 5				
						高さ h_1	$+10$ -5				
						内空高さ h_2	$+10$ -5				
						桁長 \varnothing	$\varnothing < 15 \dots \pm 10$ $\varnothing \geq 15 \dots$ $\pm (\varnothing - 5)$ かつ -30mm 以内				
						3 土木工事共通編	2 一般施工				3 共通の工種
層積	厚さ t	-20									
	幅 w_1, w_2	-20									
	延長 L_1, L_2	-200									
乱積	基準高 ∇	$\pm t / 2$									
	延長 L_1, L_2	$-t / 2$									

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	基準高 ∇	±150	1組毎		
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	基準高 ∇	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

編	章	節	枝条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 齒咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
					高さ	3			
					誤差の相対差	3			
					表面の凹凸	2			
					歯型板面の歯咬み合い部の高低差	±2			
					歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁	±5			
					歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂	舗装面に対し 0～-2			
仕上げ高さ	3								
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mに直線定規で測って凹凸が3mm以下		
					仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高 ▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
					法長 ℓ	-200			
					延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-0.2 t			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						$\ell < 3m$	-100			
						厚 さ t	-50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延 長 L_1, L_2	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 プレキャストカルバート工	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
						※幅 w	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水樹工	基準高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	塗膜厚 a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		

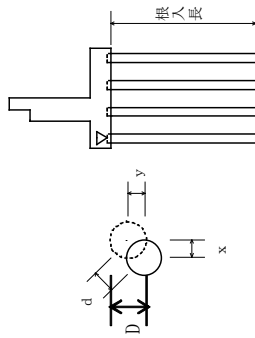
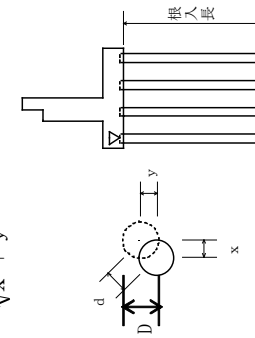
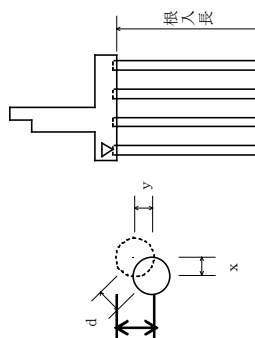
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t ₁ 、t ₂	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入 長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			

出来形管理基準及び規格値

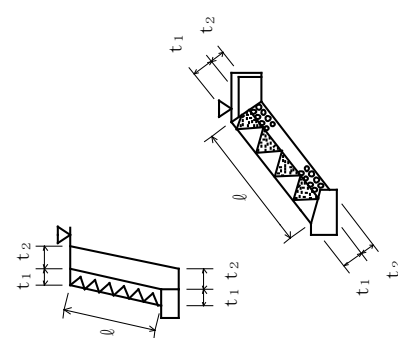
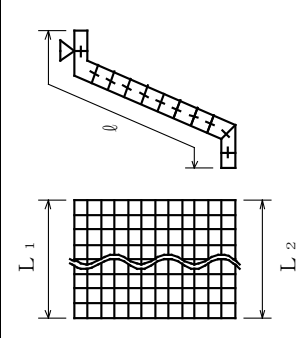
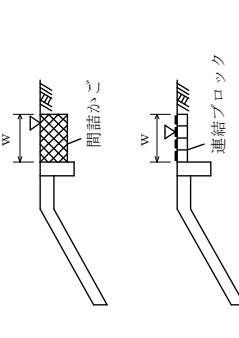
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。			
					根入長	設計値以上				
					偏心量 d	100以内				
					傾斜	1/100以内				
					杭径 D	設計径(公称径) - 30以上				
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。			
					根入長	設計値以上				
					偏心量 d	150以内				
					傾斜	1/50以内				
					基礎径 D	設計径(公称径)以上※				

出来形管理基準及び規格値

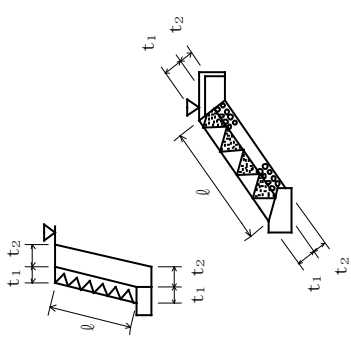
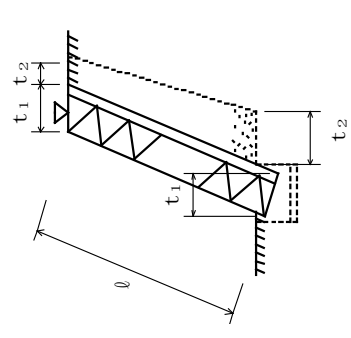
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ∇	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
						ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ∇	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
						ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ∇	±100	基準高は、全数を測定。偏心量は、1基ごとに測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300以内			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 ℓ	$\ell < 3m$			
							$\ell \geq 3m$			
		厚さ (ブロック横張) t_1	-50							
		厚さ (裏込) t_2	-50							
		延長 L	-200							
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 ℓ	-100			
						延長 L_1, L_2	-200			
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	一般施工	4		緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 l	$l < 3m$ $l \geq 3m$			
						厚さ（ブロック） t_1	-50			
						厚さ（裏込） t_2	-50			
						延長 L	-200			
3	2	一般施工	5		石積（張）工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 l	$l < 3m$ $l \geq 3m$			
						厚さ（石積・張） t_1	-50			
						厚さ（裏込） t_2	-50			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均	中規模 以上			
3	土木工事共通編	2 一般施工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起しとして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15			
						幅	-50	-50	—			
3	土木工事共通編	2 一般施工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						厚 さあるいは 標高較差	±90	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均							
3	2	1 一般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模 以上	-25	小規模 以下	-30	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
						幅	中規模 以上	-50	小規模 以下	-50	中規模 以上	-	小規模 以下	-	
3	2	1 一般 施 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-54	小規模 以下	-63	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>
							中規模 以上	-54	小規模 以下	-63	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1 一般施工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	-25	-30	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上ある場合は、3,000t以上の表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満たさなければならないことと に、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
						幅	中規模 以上	小規模 以下	-50	-50	-	-	
3	2	1 一般施工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上ある場合は、3,000t以上の表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>
							中規模 以上	小規模 以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均					
3	2	1 一般施工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	-15	-20	-5	-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
						幅	中規模 以上	小規模 以下	-50	-50	-	-	
3	2	1 一般施工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-36	-45	-5	-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>
							中規模 以上	小規模 以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均	中規模 以上			
3	土木工事共通編	2 一般施工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	土木工事共通編	2 一般施工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上 小規模以下			
3	土木工事共通編	2 一般施工	7	1 1	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	<p>工事規模の考え方は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアを採取し、厚さは、1,000mmに1ヶ所の割でコアを採取し、測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならず、かつ、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						幅	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下			
						平坦性	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下			
3	土木工事共通編	2 一般施工	7	1 2	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「IS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の標高値と直下層の標高較差平均値と設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場 合が該当する。 小規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						平坦性	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下			
							中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	土木工事共通編	2 一般施工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	中規模 ±50	小規模以下 -	以下	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の特記によるが延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さ	中規模以上 -45	中規模 -45	小規模以下 -15	-15			
						幅	中規模以上 -50	中規模 -50	小規模以下 -	-			
3	土木工事共通編	2 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンブリスム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均	小規模 以下			
3	2	1 一般施工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の間隔で測定することである。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						幅	-25	-30	-10			
3	2	1 一般施工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキャナ（案）」、「地上移動体搭載型レーザーガイダンスキャナ」を用いた出来形管理要領（案）または「ITS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する。適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ±直下層の標高較差平均値±設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						幅	-54	-63	-10			
3	2	1 一般施工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-30	-10			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	6	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能で、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でき、規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						厚さ	中規模以上	小規模以下	-15	-20	-5	-7	
						幅	中規模以上	小規模以下	-50	-50	-	-	
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mmに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、長80mm以下の間隔で測定することができる。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mmに1個の割でコアを採取して測定の管理が可能で、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でき、規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	1 一般施工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-36	-45	-5	-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	1 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	-25	-25	-	-	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>
							幅	-25	-	-					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上	小規模以下			
3	2	1	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-20	-25	-3	-4	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でき、規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>
						1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。							
3	2	1	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-25	-2	-3	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
						幅	3m ² コア/10m ² 以下 (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均	標準偏差 (σ)			
3	土木工事共通編	2 一般施工	8	1 2	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」または「TS（ノンプリズム方式）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ±直下層の標高較差平均値±設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						平坦性	中規模以上	小規模以下	以下			
3	土木工事共通編	2 一般施工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						厚さ	-45	-45	-15			
						幅	-50	-50	-			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1 一般施工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	±90	±40	+50	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さあるいは標高較差	中規模以上	±90	±90	+40	+50		
3	2	1 一般施工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上	-25	-30	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	中規模以上	-50	-50	-	-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均					
3	2	1 一般施工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーガイダンスキヤナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						個々の測定値 (X)	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	1 一般施工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の間隔で測定する 測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-50	-50	-	-			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1 一般施工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	高さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						厚さ	中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	
3	2	1 一般施工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上	小規模以下	-15	-20	-5	-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	中規模以上	小規模以下	-50	-50	-	-	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	1 一般施工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーガイダンスキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でき規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			-36
3	2	1 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によるコア採取については、平坦性の項目を省略することができる。		
							幅	-25	-25	-		-	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	1	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	以下	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能ないし、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	以下			
3	2	1	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1ヶ所の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず、長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能ないし、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることと出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
						幅	-25	-25	-	-			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1 2	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。		
						平坦性	中規模以上	小規模以下	以下	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		
										3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
										4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。			
										5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	平均の測定値(X ₁₀)			
3	土木工事共通編	2 一般施工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	-	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ	t < 15cm -30 t ≥ 15cm -45	-10 -15			
						幅	-100	-			
3	土木工事共通編	2 一般施工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm +90 -70 t ≥ 15cm ±90	+50 -10 +50 -15	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(案)または「IS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm +90 -70 t ≥ 15cm ±90	+50 -10 +50 -15			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ 幅	中規模以上 -9	中規模以上 -3	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキヤナーを用いた出来形管理要領(案)」または「IS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均						
3	2	6	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	中規模 以上	-15	小規模 以下	-20	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。
						幅	中規模 以上	-50	小規模 以下	-50	中規模 以上	-	小規模 以下	-	
3	2	6	11	2	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模 以上	-36	小規模 以下	-45	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。
							中規模 以上	-	小規模 以下	-	中規模 以上	-	小規模 以下	-	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均						
3	2	6	11	3	ゲースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模 以上	-9	小規模 以下	-12	中規模 以上	-3	小規模 以下	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	中規模 以上	-25	小規模 以下	-25	中規模 以上	-	小規模 以下	-	
3	2	6	11	4	ゲースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-20	小規模 以下	-25	中規模 以上	-3	小規模 以下	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							中規模 以上	-	小規模 以下	-	中規模 以上	-	小規模 以下	-	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均	中規模 以上			
3	2	6	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模 以上	-7	-9	-2	-3	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描い た上で管理可能な工事をいい、基層 および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合は該当 する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方 法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。
						幅	中規模 以上	-25	-25	-	-	
3	2	6	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚 さあるいは 標高較差	中規模 以上	-17	-20	-2	-3	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描い た上で管理可能な工事をいい、基層 および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合は該当 する。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。
						平 坦 性	中規模 以上	-	-	-	-	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均	中規模 以上			
3	土木工事共通編	2	一般舗装工	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満であるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>
						厚 さ	—45	—15	—			
						幅	—50	—	—			
3	土木工事共通編	2	一般舗装工	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「IS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場面に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均	中規模 以上			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	中規模 以上	-25	小規模 以上	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500t未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さ は、個々の測定値が10個に9個以上の割 合で規格値を満足しなければならないと ともに、10個の測定値の平均値(X/10) について満足しなければならない。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の場合 測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方 法によることが出来る。
						幅	中規模 以上	-30	小規模 以下			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	中規模 以上	-55	小規模 以上	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理 要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500t未満あ るいは施工面積が2,000㎡未満。	
							中規模 以上	-66	小規模 以下			-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合は 測定値の平均	中規模 以上			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 遷青)安定処理工)	厚 さ	中規模 以上	-25	小規模 以下	-30	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値に よらず延長80m以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければならな いととともに、10個の測定値の平均値(X /10)について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場 合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方 法によることが出来る。
						幅	中規模 以上	-50	小規模 以下	-		
3	土木工事共通編	2	一般舗装工	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 遷青)安定処理工) (面管理の場合)	厚 さあるい は標高較差	中規模 以上	-55	小規模 以下	-66	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求まる高さとの差とする。	
							中規模 以上	-	小規模 以下	-8		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均	中規模 以上			
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層)	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。た だし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以 下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければならない いととともに、10個の測定値の平均値 (X 10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場 合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚 さ	中規模 以上	小規模 以下				
						幅						
						厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下				
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。た だし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以 下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければならない いととともに、10個の測定値の平均値 (X 10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場 合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下				
						幅						
						厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	小規模 以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
3	土木工事共通編	2 一般施工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	中規模 以上	-10	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200mm毎に水糸又はレベルにより1測線当たり 横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎 に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁 から1mの線上、全延長とする。なお、スリッ プフォーム工法の場合は、厚さ管理に關し、打 設前に各車線の中心付近で各車線200mm毎に水 糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後 に各車線200mm毎に向側の版端を測定する。た し、幅は設計図書の測点によらず延長80mm以 下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500t未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 あるいは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						幅	中規模 以上	-25	コンクリートの 硬化後 3mプロファイル メーターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下		
						平 坦 性	中規模 以上	—	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部 で測定。		
3	土木工事共通編	2 一般施工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-22	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナを用いた出来形管 理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理 要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ±直下層の標高較差平均値±設 計厚さから求まる高さとの差とする	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500t未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 あるいは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						平 坦 性	中規模 以上	—	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部 で測定。		
						目地段差	中規模 以上	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部 で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	2	6	12	1 1	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽ 厚 さ 幅	±40	±50	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所を割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所を割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3	2	6	12	1 2	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキヤナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、1地上移動体搭載型レーザーキヤナーを用いた出来形管理要領 (案) または「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均	中規模 以上			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	中規模 以上	小規模 以下	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200mm毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
								粒度調整路盤工 (面管理の場合)	幅	中規模 以上	小規模 以下	
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
								粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均	中規模 以上			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	15	厚	中規模以上	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
								幅	中規模以上	小規模以下		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	12	16	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均	中規模 以上			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚さ	中規模 以上	小規模 以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000mmに1個の割でコアを採取して測定。た だし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以 下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500t未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方 法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。
								幅	中規模 以上	小規模 以下		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	中規模 以上	小規模 以下	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500t未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求める高さとの差とする。	
								幅	中規模 以上	小規模 以下		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の 平均(X10) *面管理の場合は 測定値の平均			
3	土木工事共通編	2	6	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	中規模 以上	-15	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200mm毎に水糸又はレベルにより1測線当たり 横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎 に1ヶ所の割合で測定、平坦性は各車線毎に版縁 から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は 設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500t未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方 法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						幅	小規模 以下	-35	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部 で測定。		
						平 坦 性	中規模 以上	-	転圧コンクリ ートの硬化後、3m プロファイルメ ーターにより (σ)2.4mm以 下。		
						目地段差	小規模 以下	±2			
3	土木工事共通編	2	6	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	中規模 以上	-32	1. 3次元データによる出来形管理において 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 要領(案)」または「TTS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求める高さとの差とする。この場 合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500t未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						平 坦 性	小規模 以下	-			
						目地段差	中規模 以上	±2			
							小規模 以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	13	1	薄層力ラ一舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上 以下	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書に1ヶ所を掘り起こす延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ場合の厚さは測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	—45	—15				
3	2	6	13	2	薄層力ラ一舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上 ±40	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上 以下	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	—50	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	中規模以上	小規模以下	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。あるいは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。いとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							中規模以上	小規模以下	小規模以下			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	中規模以上	小規模以下	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							中規模以上	小規模以下	小規模以下			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	小規模以下	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。		
							中規模以上	小規模以下	小規模以下			

出来形管理基準及び規格値

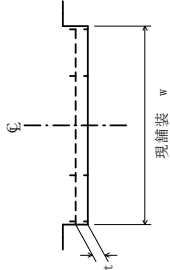
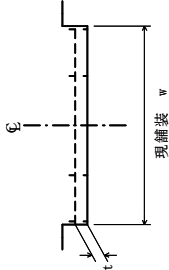
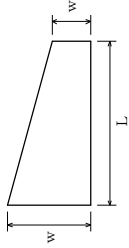
単位：mm

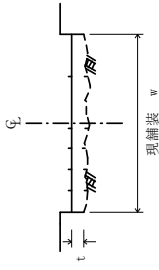
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	小規模以下 ±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が中規模とは、2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	—45	—15				
						幅	—50	—				
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	—25	—30	—8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	—50	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X/10) *面管理の場合は測定値の平均	中規模以上				小規模以下
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
								幅	-50				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	中規模以上 -15	小規模以下 -20	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。		
								幅	-50				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上 -9	小規模以下 -12	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割でコアーを採取して測定。		
								幅	-25				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
						幅 w	-25	-			
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として 緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16	舗装打換え工	幅 w	-50		各層毎1ヶ所/1施工箇所		
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
3	土木工事共通編	2	一般舗装工	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	-9	厚さは40m毎に頭舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		
						幅 w	-25	-25			
						延長 L	-100	-100			
						平坦性	-	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3	土木工事共通編	2	一般舗装工	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンブリスム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	-	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値

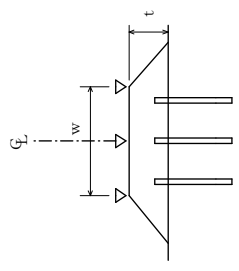
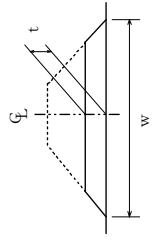
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	<p>延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (表層安定処理等・中層地盤改良工事編) (案)」による管理の場合は、全体改良範囲 図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長L を確認(実測は不要)。</p>		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (50m) 以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w.(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						法長ℓ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理・中層地盤改良工事編)(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		
						法長ℓ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ∇	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
3	2	1	7	8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。							
			杭 径 D			設計値以上	全本数								
						打込長さ h	設計値以上	全本数 計器管理にかえることができる。							
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	-								
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ∇	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。							
						位置・間隔 w	D/4以内								
											杭 径 D	設計値以上	全本数		
											深 度 L	設計値以上	全本数 L = $\varnothing_1 - \varnothing_2$ \varnothing_1 は改良体先端深度 \varnothing_2 は改良体天端深度		
															※余長は、適用除外

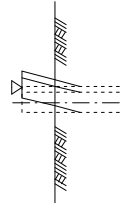
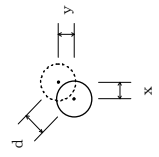
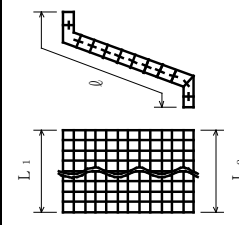
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基準高 ∇	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
							位置	D / 8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)		
3	土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)		
							改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)		
3	土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高 ∇	設計値以上	<p>1,000m³～4,000m³につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m³以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。</p>		
							施工厚さ t	設計値以上			
							幅 w	設計値以上			
							延長 L	設計値以上			

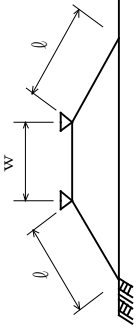
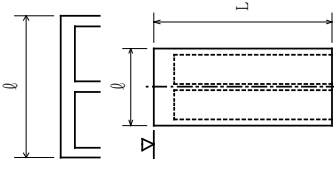
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
						根 入 長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ l	設計深さ以上	全数		
						配置誤差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 l	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L_1 L_2	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						天端幅 w	-100			
						法長 l	-100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						連壁の長さ l	-50			
						変位	300			
						壁体長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高 ∇	±50	<p>基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		D：杭径
						連壁の長さ l	-50			
						変位 d	D/4以内			
						壁体長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工	法長 l	-50	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。</p> <p>200 m²につき1ヶ所以上、200 m²以下は2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
							-100			
						厚さ t	-10			
							-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上			
	延長 L	-200	1施工箇所毎							

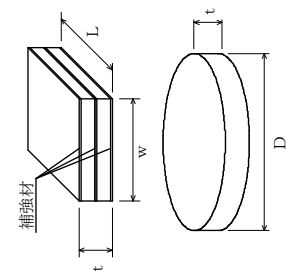
出来形管理基準及び規格値

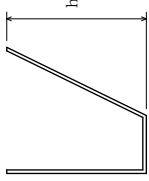
単位：mm

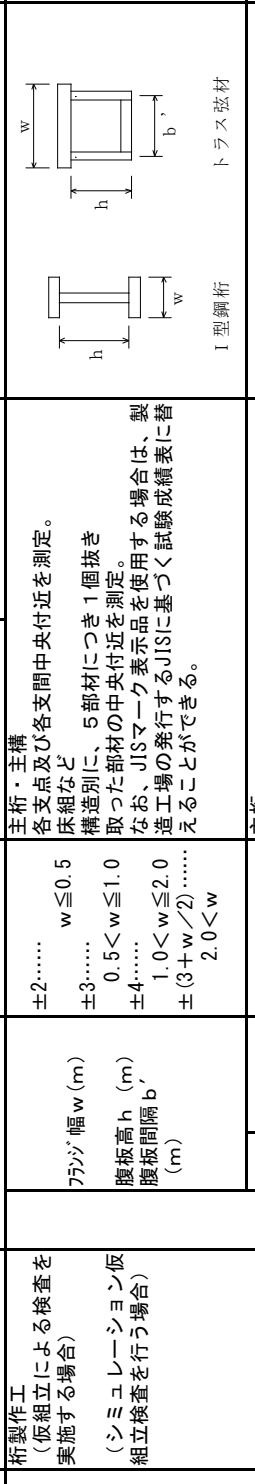
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	一般施工	12	工場製作工 共通	1	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 ドリル加工孔 アンカーバー用孔（解放し） アンカーボルト センターボス ボス※5	孔の直径差 +2 -0	製品全数を測定。 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ 1以下 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ 1.5以下 +3 -1 +4 -2 JIS B 0403-1995 CT13		
							≤1000mm			
							>1000mm			
							≤100mm			
							>100mm			
							ボスの直径			
							ボスの高さ			
							ボスの直径			
							ボスの高さ			
							ボスの直径			
ボスの高さ										

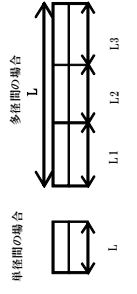
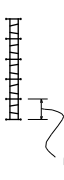
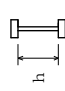
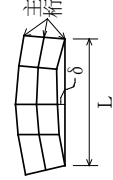
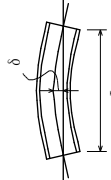
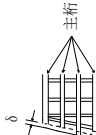
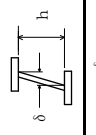
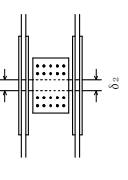
出来形管理基準及び規格値

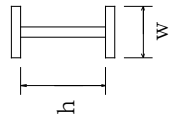
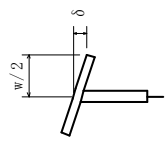
単位：mm

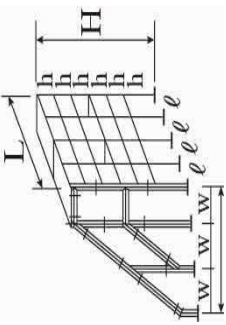
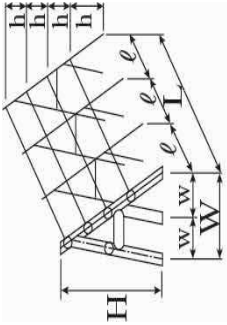
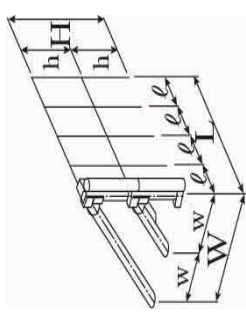
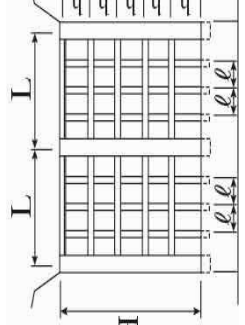
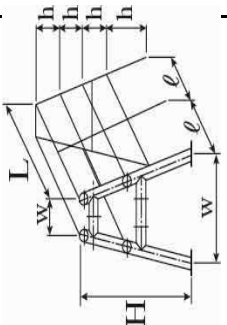
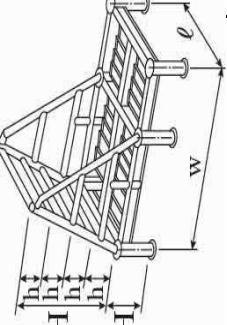
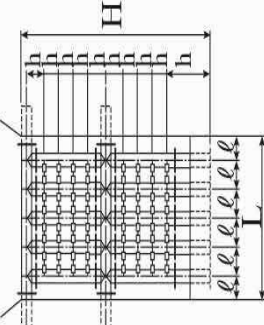
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	1	1	鑄造費(金属支承工)	上唇の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	<p>製品全数を測定。 ※1) ガス切斷寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを する。 ※5) 組立て後に測定</p>			
						全移動量 ϕ	± 2				
						$\phi \leq 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$				
						上, 下面加工仕上げ	± 3				
						組立高さH	$H \leq 300\text{mm}$				± 3
							$H > 300\text{mm}$				(H/200+3)小数点以下切り捨て
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14
							鑄放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT15
							削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級
							ガス切斷寸法				JIS B 0417-1979 B級
3	土木工事共通編	2	1	2	鑄造費(大型ゴム支承工)	幅 w	0~-+5	<p>製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差</p>			
						長さ L	0~-+1%				
						直径 D	0~-+15				
						厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$				± 0.5
							$20 < t \leq 160$				$\pm 2.5\%$
							$160 < t$				± 4
						相対誤差	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$				1
							$1000\text{mm} < w, L, D$				(w, L, D) / 1000

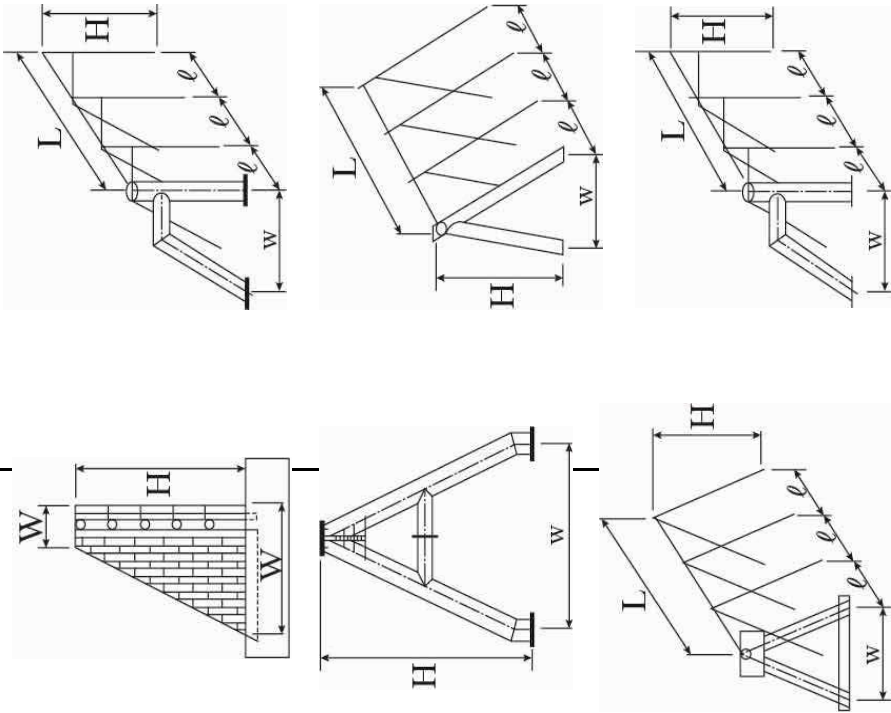
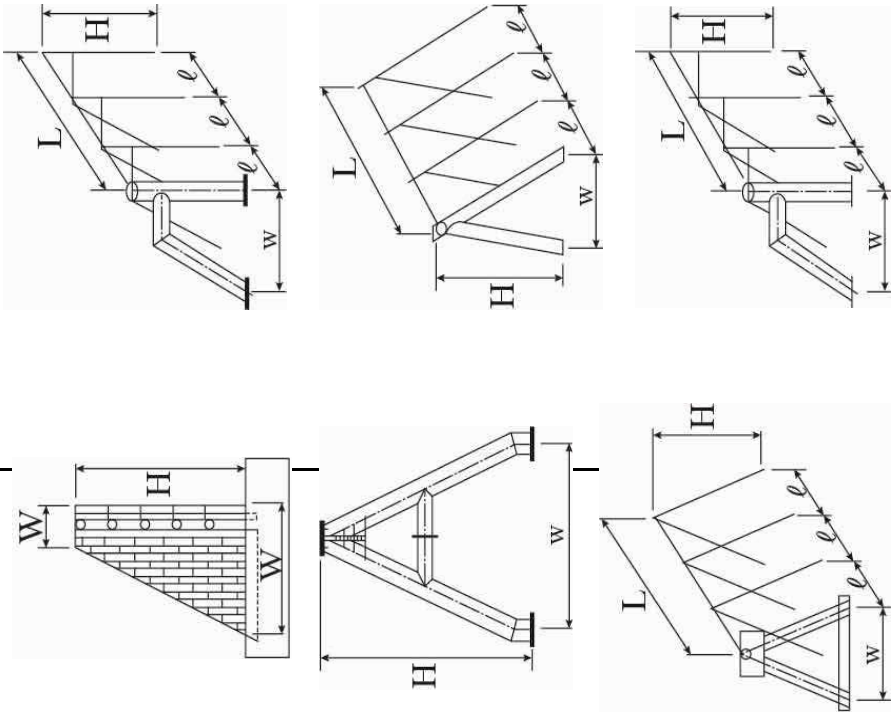
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	図面の寸法表示箇所で測定。		
							$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所で測定。		
						外周長 L (m)	$\pm (10 + L / 10)$			


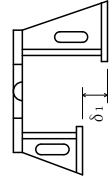

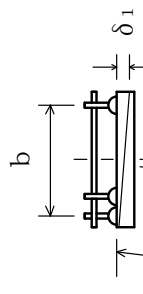
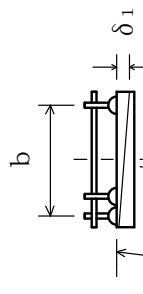
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要				
								鋼桁等	トラス・アーチ等						
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m)	±2..... w ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2)..... 2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組などに 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替 えることができる。	トラス弦材	I型鋼桁 トラス弦材					
						腹板高 h (m)	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)								
						腹板間隔 b' (m)						原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
						板の平面度 δ (mm)							h / 250		
						フランジの直角度 δ (mm)							b / 150		
						部材長 ℓ (m)							w / 200		
						鋼桁							±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10		
													トラス、アーチなど	±2...ℓ ≤ 10 ±3...ℓ > 10	
						圧縮材の曲がり δ (mm)							ℓ / 1000	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)	
						部材精度									
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ、圧縮材の曲りδ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>															

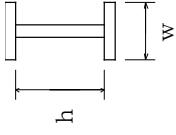
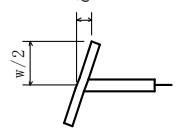
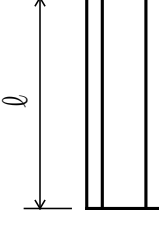
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (コミュニケーション仮 組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。			
						主桁、主構の中心 間距離 B (m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2)B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
						主構の組立高さ h (m)	±5..... h≤5 ±(2.5+h/2) h>5	—			
						主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5..... L≤100 25..... L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
						主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5..... L≤20 -5~+10..... 20<L≤40 -5~+15..... 40<L≤80 -5~+25..... 80<L≤200	各主桁について10~12各主構の各格点を測定。 L：主桁の 支間長 (m)			
						主桁、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
						主桁、主構の鉛直 度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測 支点及び支間中央付近 を測定。 h：主構の高さ (mm)			
						現場継手部のすき 間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許 容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲 は0mm~8mm)			
<p>※規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>											

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (mm)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取つた部材の中央付近を測定。	I型鋼桁 	
						腹板高 h (mm)				
						鋼桁等の 部材の腹 板 の平面度 δ (mm)	h/250			
箱桁等の フランジ 鋼床版の アツキ レ 度 δ (mm)	b/150	主要部材全数を測定。 								
フランジの直 角 度 δ (mm)	w/200									
						部材長 l (mm)	±3…l ≤ 10 ±4…l > 10			
部材精度										
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	工場製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	3	部材の水平度	10				
									堤長 L			±30	
									堤長 l			±10	
									堤幅 W			±30	
									堤幅 w			±10	
									高さ H			±10	
									ベースプレートの高さ			±10	
									本体の傾き			±H/500	  
									部材の水平度			10	  
									堤長 L			±30	
堤長 l	±10												
堤幅 W	±30												
堤幅 w	±10												
高さ H	±10												
ベースプレートの高さ	±10												
本体の傾き	±H/500												
						次項に続く							

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))					
3	2	12	4		検査路製作工	部材長l (m)		図面の寸法表示箇所での測定。		
3	2	12								

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0~+30	製品全数を測定。		
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	± 4			
							フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		
						仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$			
							鉛直度 δ_2 (mm)	$h/500$			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		
						仮組立時	高さ h (mm)	± 5			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフープ製 作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		
						仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$			
							鉛直度 δ_2 (mm)	$h/500$			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフープ製 作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		
						仮組立時	高さ h (mm)	± 5			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	$w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	
						腹板高 h (m)				
3	2	12	9		鋼製排水管製作工	部材	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						フランジの直角 度 δ (mm)				
3	2	12	9		仮組立時	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\dots \ell \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < \ell \leq 40$			
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部材	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	11		工場塗装工	工場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレレクシオン架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長L (m) 支間長L _n (m)	±(20+L/5) ±(20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。		
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4……… B≤2 ±(3+B/2)… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。h: 主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間δ ₁ 、δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ 、δ ₂ のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
<p>※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押し架設）	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の高端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり	—	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 l	—200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TSS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TSS（ノンブリー）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースタキヤナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースタキヤナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						盛土法長 l	法長の—4% —100			
							法長の—2%			
			延長 L	—200		1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TSS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TSS（ノンブリー）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースタキヤナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースタキヤナを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

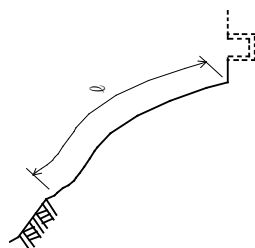
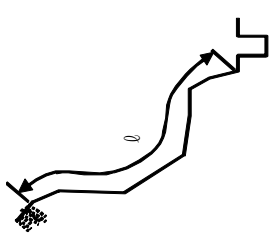
出来形管理基準及び規格値

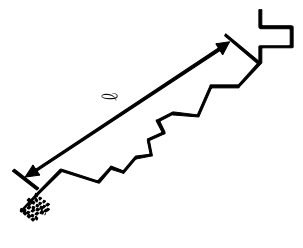
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	φ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管 理のほかに「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領（土工編）（案）」、 「TS（ノンブリー）を用いた出来形管理 要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編） （案）」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。こ のほか、「地上型レーザースキャナ を用いた出来形管理要領（土工編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（土工編）（案）」で規定する出来 形計測性能を有する機器を用いること ができる。		
						φ≥5m	法長の-4%			
						t<5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200 ㎡以下のものは、1施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。		
						t≥5cm	-20			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上と し、平均厚は設計厚以上。				
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管 理のほかに「TS等光波方式を用いた 出来形管理要領（土工編）（案）」、 「TS（ノンブリー）を用いた出来形管理 要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編） （案）」で規定する出来形計測性能を 有する機器を用いることができる。こ のほか、「地上型レーザースキャナ を用いた出来形管理要領（土工編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナを用いた出来形管理要 領（土工編）（案）」で規定する出来 形計測性能を有する機器を用いること ができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
		14	法面工 共通							
						$\phi < 3\text{m}$	-50	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
		$\phi \geq 3\text{m}$	-100							
						$t < 5\text{cm}$	-10	<p>200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
					$t \geq 5\text{cm}$	-20				
						<p>ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上</p>				

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
							延長	-200	<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンブリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定することができ。このほかに、地上型レーザーガイジャーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーガイジャーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要											
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。													
						厚さ t	-20														
						裏込厚さ	-50														
						幅 w_1, w_2	-30														
						高さ h	$h < 3m$				-50										
							$h \geq 3m$				-100										
						延長 L	-200				1 施工箇所毎										
						3 土木工事共通編	2 一般施工				15 擁壁工 共通		2		プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
																延長 L	-200				1 施工箇所毎

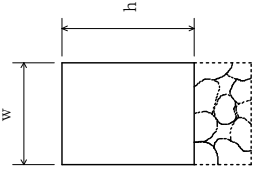
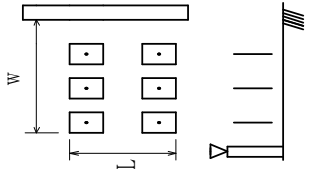
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要										
3 土木工事共通編	2 共通の工種	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強工法) (ジオテラスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。												
						高さ h	$h < 3m$				-50									
							$h \geq 3m$				-100									
						鉛直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内													
						控え長さ	設計値以上													
						延長 L	-200				1 施工箇所毎									
						4	2 一般施工				15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
															法長 ϕ	$\phi < 3m$				-50
																$\phi \geq 3m$				-100
															厚さ t_1, t_2, t_3	-50				
延長 L_1, L_2	-200	1 施工箇所毎																		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
						電気船	500ps	-1000~+200			
						電気船	1000ps	-1200~+200			
						ディーゼル船	250ps	-800~+200			
						ディーゼル船	420ps 600ps	-1000~+200			
						ディーゼル船	1350ps	-1200~+200			
						幅		-200			
						延長		-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	基準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
						幅		-200			
						延長		-200			

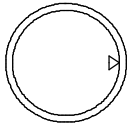
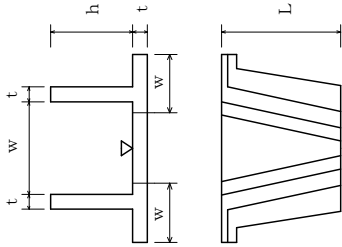
出来形管理基準及び規格値

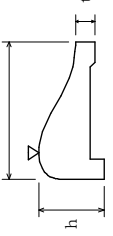
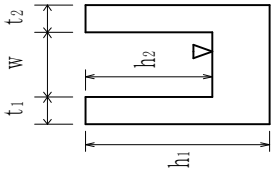
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
						標高較差	±0以下 +400以下			
						基準高▽	±20			
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	幅 w	0~+30	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						厚 さ t	-10~+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	鉄筋の有効高さ	±10	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						鉄筋間隔	±20			
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

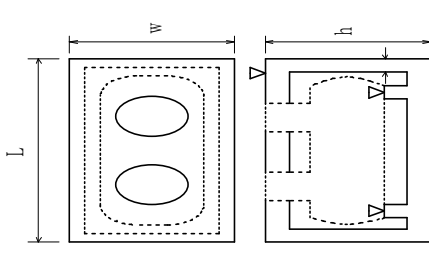
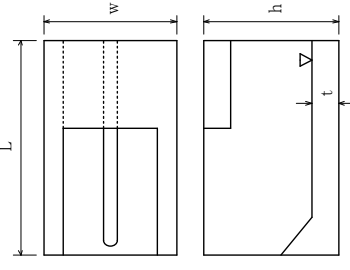
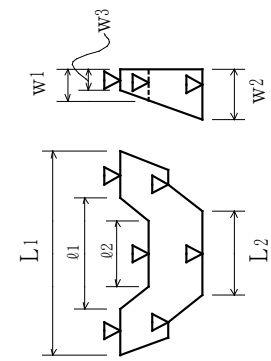
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4	護岸付属物工	幅	w	-30		
						高さ	h	-30		
6	河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8	杭出し水制工	基準高	▽	±50		1組毎
						幅	w	±300		
						方向		±7°		
						延長	L	-200		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3	配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延長 L	-200			
6	河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4	ハンドホール工	基準高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6	河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	函渠工 (本体工)	基準高 ∇	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び 函面の寸法表示箇所測定。 門柱、操作台等は、函面の寸法表示箇所 で測定。 プラスチック製品使用の場合は、製品 寸法を規格証明書で確認するものと し、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	-200			

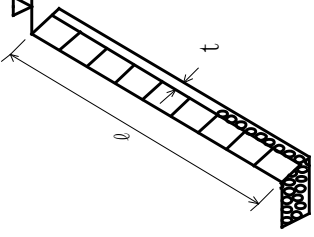
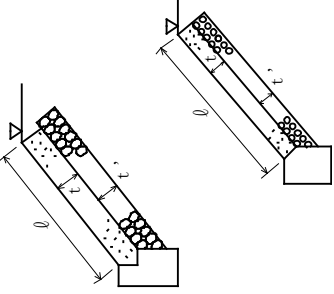
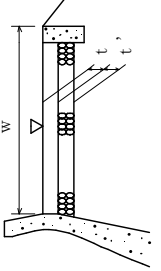
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	3	樋門・樋管	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鑄鉄管)	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L	-200			
6	河川編	3	樋門・樋管	7	翼壁工 水叩工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	4	水門	8	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	5	堰	9	閘門工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	6	水門本体工	10		基準高 ∇	±30			
						厚さ t	-20			
6	河川編	6	可動堰本体工	11		幅 w	-30			
						高さ h	±30			
6	河川編	6	可動堰本体工	14		延長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	-50			
							-100			
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ∇	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のもものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200			

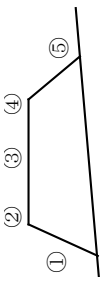
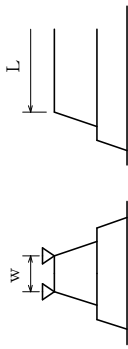
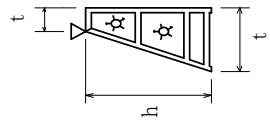
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支点長及び中心線の変化	± 50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	± 30			
						延長 L	-50			

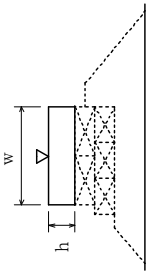
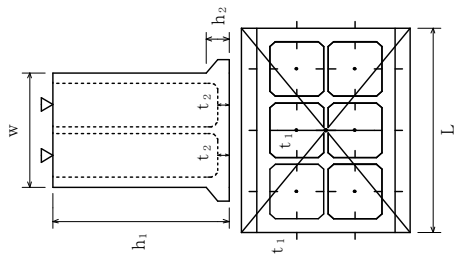
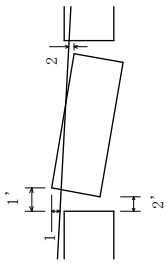
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	6 排水機場	7		燃料貯油槽工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	± 30			
						延長 L	-50			
6	河川編	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。		
厚さ t	-20									
幅 w	-30									
高さ h	± 30									
延長 L	-50									
6	河川編	7 床止め・床固め	6		本土工 (床固め本土工)	基準高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所 で測定。		
天端幅 w1, w3	-30									
堤幅 w2	-30									
堤長 L1, L2	-100									
水通し幅 ϕ_1, ϕ_2	± 50									

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工		水叩工	基準高 ∇	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6	河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工		側壁工	基準高 ∇	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さsは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 w ₁	-30			
						堤幅 w ₂	-30			
						長さ L	-100			
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工		場所打コンクリート工	基準高 ∇	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						ブロック厚 t	-20			
						ブロック縦幅 w ₁	-20			
						ブロック横幅 w ₂	-20			
						延長 L	-200			

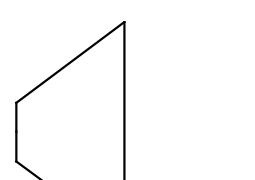

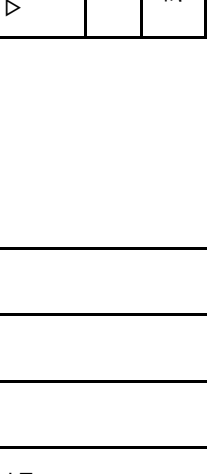
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	6	護岸工	4	基礎高 ∇	± 50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
							法長 l	$l < 5m$			
								$l \geq 5m$			
							厚さ t	-50			
	延長 L	-200									
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	6	護岸工	5	基礎高 ∇	± 50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
							法長 l	$l < 3m$			
								$l \geq 3m$			
							厚さ t	$t < 100$			
		$t \geq 100$									
		裏込材厚 t'	-50								
		延長 L	-200								
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	8	天端被覆工	2	基礎高 ∇	± 50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		
							幅 w	-50			
							厚さ t	-10			
							基礎厚 t'	-45			
		延長 L	-200								

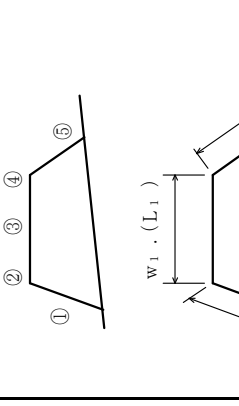
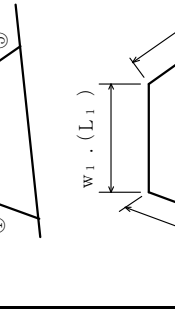
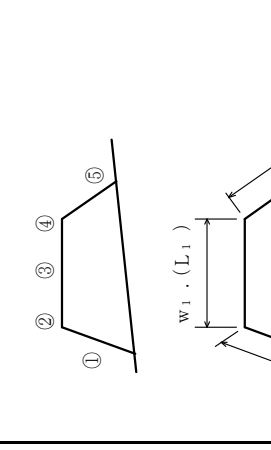
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要										
7	河川海岸編	1	9	波返工	波返工		基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。												
							幅 w_1, w_2	-30													
							高さ $h < 3m$ h_1, h_2, h_3	-50													
							高さ $h \geq 3m$ h_1, h_2, h_3	-100													
							延長 L	-200													
							7	河川海岸編				2	4	突堤基礎工	捨石工		本均し	± 50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
																	表面均し	± 100			
																	荒均し	± 500			
																	被覆均し	± 300			
																	法長 ϕ	-100			
天端幅 w_1	-100																				
天端延長 L_1	-200																				
幅 w	-300																				
延長 L	-500																				
7	河川海岸編	2	4	突堤基礎工	吸出し防止工																

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	突堤・人工岬	2		捨石工	基準高	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						△	±300			
						法長 l	-100			
						天端幅 w_1	-100			
天端延長 L_1	-200	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合又は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。								
7	河川海岸編	突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合又は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		
						△	±500			
						天端幅 w	±ブロックの高さの1/2			
						天端延長 L	±ブロックの高さの1/2			
7	河川海岸編	突堤・人工岬	2		石砕工	基準高	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合又は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t	-50			
						高さ h	-50			
						延長 L	-100			
7	河川海岸編	突堤本体工	5		石砕工	延長 L	-200	1施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	10	基準高 ∇	± 30		
							幅 w	-30		
							高さ h	-30		
							延長 L	-200		
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	11	バラ	± 100		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 各室中央部1ヶ所 底版完成時、各壁1ヶ所 各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 完成時、四隅 各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 底版完成時、各室中央部1ヶ所 底版完成時、四隅
							ラストの基準高 ∇			
							コンクリート	± 50		
							壁厚 t_1	± 10		
							幅 w	+30, -10		
							高さ h_1	+30, -10		
							長さ L	+30, -10		
							底版厚さ t_2	+30, -10		
							フーチング高さ h_2	+30, -10		
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5	突堤本体工	11	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t 未滿 ± 100		据付完了後、両端2ヶ所 据付完了後、天端2ヶ所
							据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000 t 以上 ± 150		
								ケーソン重量2000 t 未滿 100以下 ケーソン重量2000 t 以上 200以下		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
						陸上				
						水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		
						幅 w	+20, -10			
						高さ h	+20, -10			
						長さ L	+20, -10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段 毎)		
						隣接ブロックと の間隔1'、2'	50以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
						陸上				
						水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			

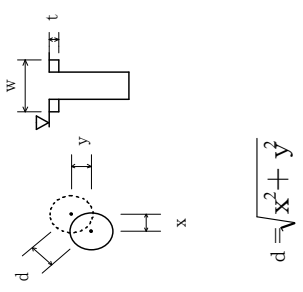
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
7	河川海岸編	突堤・人工岬	2		捨石工	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。											
						基準高▽	±300												
						法	-100												
						天端幅 w	-100												
						天端延長 L	-200												
7	河川海岸編	突堤・人工岬	3		根固めブロック工	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎											
						乱積	± t / 2												
						厚さ t	-20												
						層積	-20												
						乱積	- t / 2												
						延長 L1	-200												
						L2	- t / 2												
						7	河川海岸編				突堤・人工岬	3		消波ブロック工	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
															乱積	± t / 2			
															厚さ t	-20			
															幅 w1, w2	-20			
延長 L1, L2	-200																		

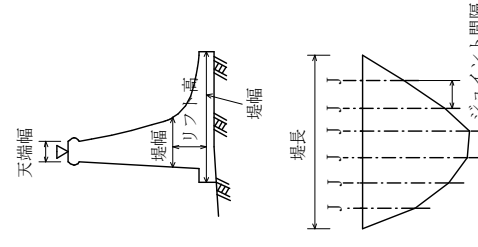
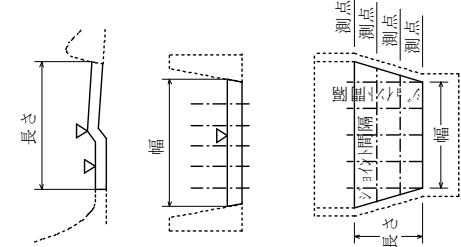
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3	3	捨石工	本	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						平均し	±500			
						異形ブロック付面(乱積)の高さ	±300			
						異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±500			
						異形ブロック付面(乱積)の高さ	±300			
被覆均し										
8	砂防編	1	3	4	鋼製堰堤仮設材製作工	法	-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合）は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w ₁	-100			
						天端延長 L ₁	-200			
						部材	±3...φ ≤ 10 ±4...φ > 10			
						部材長 ℓ (m)				
8	砂防編	1	8	4	コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						天端部堰幅 w ₁ , w ₂ , w ₃	-30			
						水通しの幅 ℓ ₁ , ℓ ₂	±50			
						堤長 L ₁ , L ₂	-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						長さ L	-100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所を測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						幅 w	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長さ l ₁ , l ₂	±100			
						幅 w ₁ , w ₃	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H ₁			
						袖高 ▽	±50			
						幅 w ₂	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H ₂			

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	1	9	鋼製堰堤本体工 (透過型)					
8	1	9						
				長さ L	± 100	<p>1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		
				幅 w_1, w_2	± 50			
				下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$	<p>高さ h</p>		
				$h < 3m$	-50			
				$h \geq 3m$	-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編	2	流路	5	床固め工	基準高 ∇	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						厚さ t_1, t_2	-20			
						延長 L	-200			
8	砂防編	3	斜面对策	6	山腹水路工	基準高 ∇	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深さ h_3	-30			
						延長 L	-200			
8	砂防編	3	斜面对策	7	地下水排除工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数		
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			

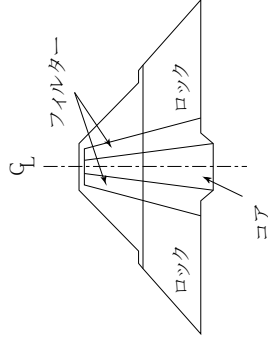
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
8	砂防編	3	斜面对策	7	地下水排除工	集水井工	基準高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
							偏心量 d	150			
							長さ L	-100			
							巻立て幅 w	-50			
							巻立て厚さ t	-30			
8	砂防編	3	斜面对策	9	抑止杭工	合成杭工	基準高 ∇	±50	全数測定。		
							偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム編	4	ダムコンクリート工		コンクリートダム工 (本体)	天端高	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(縦目)は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	-100			
9	ダム編	4	ダムコンクリート工		コンクリートダム工 (水叩)	天端高	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	-100, +60			

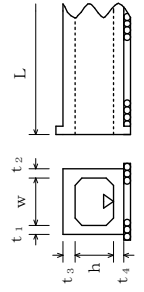
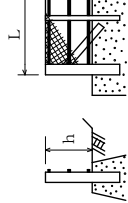
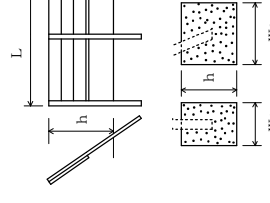
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編			コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			

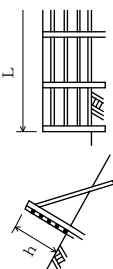
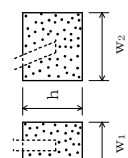
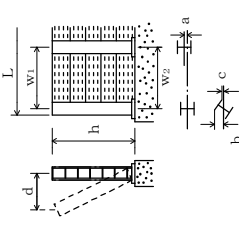
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚	±20			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合		
						外側境界線	-0, +500			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	-0, +1000			
						盛立幅	-0, +1000			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外側境界線	-0, +2000			



編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基準高 ∇	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
9 ダム編	3 基礎グラウチング				ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		
						配 置 誤 差	100			
1.0 道路編	1 道路改良		2		遮音壁支柱製作工	部材	±3...φ≤10 ±4...φ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1.0 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ∇	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 所で測定。			
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	L < 20m				-50
							L ≥ 20m				-100
						1.0 道路編	1 道路改良				1.1 落石雪害防止工
延長 L	-200										
高さ h	±30										
延長 L	-200										
1.0 道路編	1 道路改良	1.1 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。			
						延長 L	-200				
						高さ h	±30				
						延長 L	-200				
1.0 道路編	1 道路改良	1.1 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		1 施工箇所毎	
						延長 L	-200				
						基礎	幅 w_1, w_2				-30
							高さ h				-30

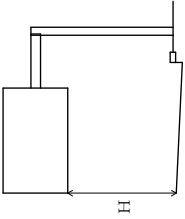
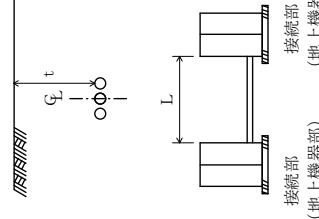
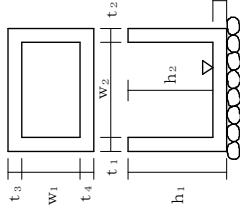
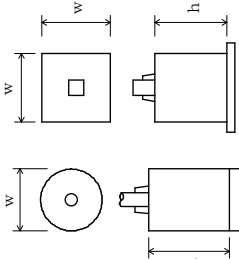
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1.0 道路編	1 道路改良	1.1 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延長 L	-200				
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎		
							高さ h	-30			
						アンカー長 l	打込み l	-10%	全数		
							埋込み l	-5%			
						1.0 道路編	1 道路改良	1.2 遮音壁工	4		遮音壁基礎工
高さ h	-30	1 施工箇所毎									
支柱	延長 L	-200	施工延長5スパンにつき1ヶ所								
	間隔 w ₁ , w ₂	±15									
倒れ d	ずれ a	10									
	ねじれ b-c	5									
	倒れ d	h × 0.5%									
高さ h		+30, -20									
延長 L		-200	1 施工箇所毎								

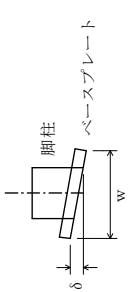
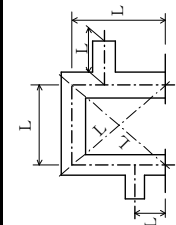
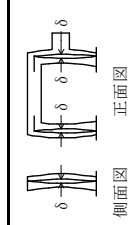
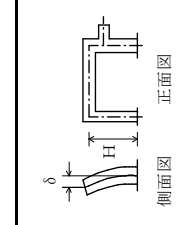
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10})			
10 道路 編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。たとともに、10個の測定値の平均値(×10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	
						厚さ	t < 15cm -30	-10			
							t ≥ 15cm -45	-15			
						幅	-100	—			
10 道路 編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。		
						幅	-25	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延長L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工） （ラバーシュー） （アンカーボルト）	基準高	±20	1ヶ所／1踏掛版			
						各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版			
						各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版			
						各部の長さ	±20	全数			
						厚さ	—				
						中心のずれ	±20	全数			
						アンカー長	±20	全数			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅	-30	基礎一基毎			
						高さh	-30				

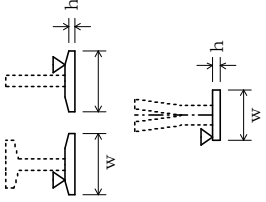
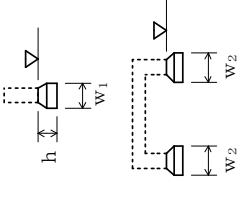
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.0 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
1.0 道路編	2 舗装	1.2 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部毎に1ヶ所 接続部間で全数		
						延長 L	-200			
1.0 道路編	2 舗装	1.2 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t1~t5	-20			
						※幅 w1, w2	-30			
						※高さ h1, h2	-30			
1.0 道路編	2 舗装	1.2 道路付属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		
						高さ h	-30			

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.0 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートとの鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		
					孔の径 d	0~5	全数を測定。		
					仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L (m)			$\pm 5 \dots L \leq 10m$
							$\pm 10 \dots 10 < L \leq 20m$	各主構の各格点を測定。	
						$\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots 20m < L$	各柱及び片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)		
						L / 1,000		各柱及び片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)	
						10... H ≤ 10 H... H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.0 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支 承便覧」による。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
	天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10								
	敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50								
	高さ h_1	-50								
	胸壁の高さ h_2	-30								
	天端長 l_1	-50								
	敷長 l_2	-50								
	胸壁間距離 l	± 30								
	支間長及び 中心線の変位	± 50								
	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値						計画高			
						平面位置	± 20			
						アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下			

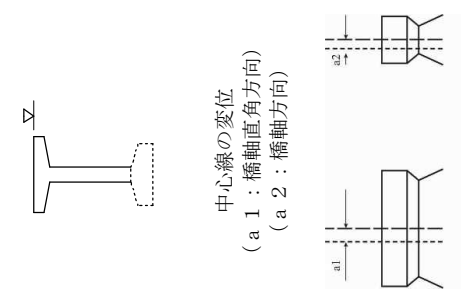
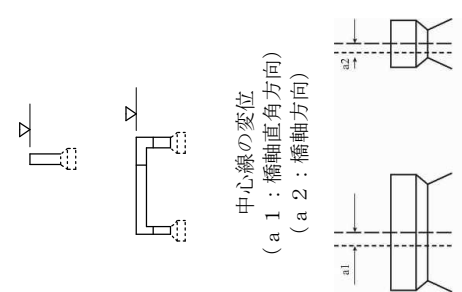
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値				
						平面位置	±20			
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。				
						厚さ t	-20					
						天端幅 w1	-20					
						敷幅 w2	-20					
						高さ h	-50					
						長さ l	-20					
						橋脚中心間距離 ℓ	±30					
						支間長及び中心線の変位	±50					
						支 承 部 箱 抜 き ア ン カ ー ボ ル ト の 規 格 値	計画高				+10~-20	
							平面位置				±20	
アンカーボルトの鉛直度	1/50以下											
								中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)				

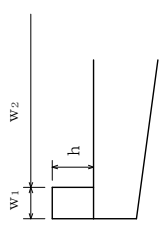
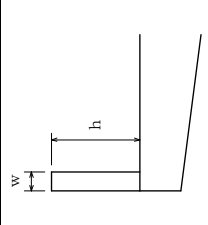
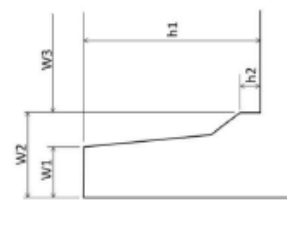
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.0 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						幅 (橋軸方向) w	-50			
						高さ h	-50			
						長さ l	-50			
1.0 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h	-50			

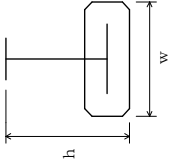
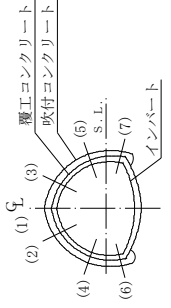
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

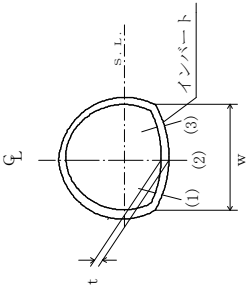
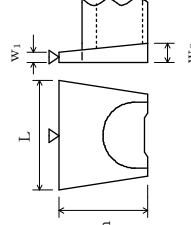
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.0 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	1.0	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 \varnothing	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
1.0 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	1.0	2	橋脚架設工 (門型)	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 \varnothing	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
1.0 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	1.1		現場継手工	現場継手部のすぎ間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道路編	4 鋼橋上部	9		橋梁用高欄製作工	部材	±3…… 0 ≤ 10 ±4…… 0 > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						部材長 l (m)				
10	道路編	4 鋼橋上部	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を除 く。		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 ±(4+ 0.5×(B -2))	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮 して、移動可能量が道路橋支承便覧の規 格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						水 平 度	橋軸方向 橋軸直角方向	1/100		
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5			
						可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上			
						据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接触 面及びゴム支承と台座モルタルとの接触 面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を除 く。		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 ±(4+ 0.5×(B -2))	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮 して、移動可能量が道路橋支承便覧の規 格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						水 平 度	橋軸方向 橋軸直角方向	1/300		
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5									
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上									
10	道路編	4 鋼橋上部	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上	上部構造部材下面とゴム支承面との接触 面及びゴム支承と台座モルタルとの接触 面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を除 く。		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 ±(4+ 0.5×(B -2))	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮 して、移動可能量が道路橋支承便覧の規 格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						水 平 度	橋軸方向 橋軸直角方向	1/300		
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5			
						可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1.0 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
1.0 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	-10~+20			
						有効幅員 w_2	0~+30			
1.0 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の幅 w_2	-10~+20			
						高さ h_1	-20~+30			
						高さ h_2	-10~+20			
						有効幅員 w_3	0~+30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.0 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			
1.0 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス ング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部 の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		
						高さ h	10 -5			
						桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
1.0 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以 上。ただし、良好 な岩盤で施工端 部、突出部等の特 殊な箇所は設計吹 付け厚の1/3以上 を確保するものと す。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 (注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術 基準(構造編)にいう地盤等級A又はB に該当する地盤とする。		
						位置間隔	—			
						角	—			
1.0 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	削孔深さ	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		
						孔	—			
						突出量	プレート下面 から10cm以内			

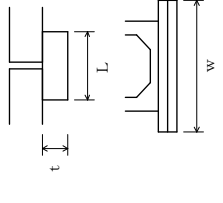
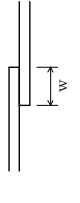

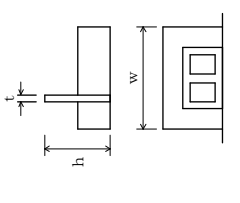
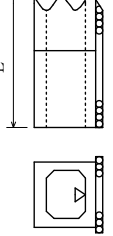
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.0 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
1.0 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t	-30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	6 トンネル (NATM)	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さは、 (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
						厚さ t	設計値以上				
						延長 L	—				
10 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ∇	± 50	図面の主要寸法表示箇所での測定。			
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	<p>基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。</p>		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	<p>両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所を測定。</p>		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

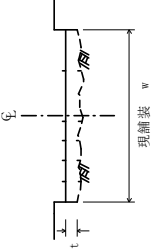
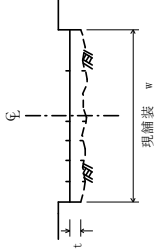
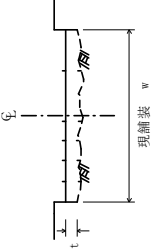
単位：mm

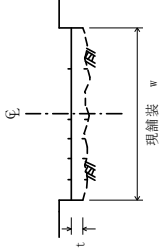
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.0 道路編	1.1 共同溝	6 現場打構築工	4		カラ-継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
1.0 道路編	1.1 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		
1.0 道路編	1.1 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		
1.0 道路編	1.1 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			
1.0 道路編	1.1 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
						延長 L	-200			

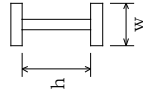
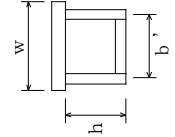
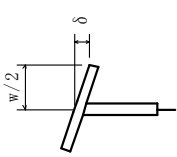
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.0 道路編	1.2 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	埋設深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延長 L	-200			
1.0 道路編	1.2 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基準高 ▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		
1.0 道路編	1.2 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (切削)	-7	-2	<p>厚さは40m毎に「現鋪葺高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>		
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<p>1. 施工履歴データをを用いた出来形管理要領(案)(踏面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現鋪葺高と切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>		
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (切削)	-7	-2	<p>厚さは40m毎に「現鋪葺高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>		
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工	種	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
10	1.4	道路維持	4		路上再生工			厚さ t	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
								幅 w			
								延長 L			

編	章	節	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10	16	3	4	桁補強材製作工		フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2... w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)... 2.0 < w	主桁・主構	トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央 付近を測定。	 I型鋼桁  トラス弦材	
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間中央 付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)	